補足-4【火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの 設置場所,個数等の変更】 (改7)

補足-4



- 圧力逃がし装置(以下「FV」という。)の兼用化,(2)消火設備設置場所の詳細調査結果を反映し,仕様を変更す 火災防護設備の消火設備のうち,容器 (ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)及び主配管について, (1)格納容器 本設計及び工事計画変更認可申請(以下「今回工認」という。)においては,2018年SA本体工認において認可された るとともに関連する添付書類を変更する。 A
- ,表2に容器 (//ロ ンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の変更内容及び変更理由,表3に主配管の変更内容及び変更理由,表4に今回の 設計及び工事計画変更認可申請に伴い変更する添付書類,表5に今回工認で変更する耐震計算書等の整理(変更 表1に容器(ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)及び主配管の仕様の変更事項(要目表項目) の有無と理由)を示す。 A



容器(ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)及び主配管の仕様の変更事項 表1

参照		P4 P5) - - -	P6, P7	0.00	ro.~rio
理由		(1)	(+)	(2)	(1)	(1)
変更事項(要目表項目)	個数,設置床	個数,設置床	設置床	設置床	外径,厚さ,材料	外径,厚さ,材料
設備分類	Y	٧	А	Y	Y	٧
変更内容	ケーブル処理室用ハロンボンベ	非常用ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベ	高圧炉・ひスプレイ系ディーゼル発電機室用 二酸化炭素ボンベ	低圧炉・ひスプレイ系ポンプ用ハロンボンベ	ケーブル処理室用	高圧炉,心スプレイ系ディーゼル発電機室用
No. 対象			沿器		十四色	
No.					۲	

[設備分類]

A:設計基準対象施設

[理田]

(1) : FVの兼用化 (2) : 消火設備設置場所の詳細調査結果を反映



4

火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所,個数等の変更

表2 容器 (ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の変更内容及び変更理由 (1/2)

【対象】ケーブル処理室用ハロンボンベ及び非常用ディーゼル発電機室・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベ

	変更理由	処理室用/炭素ボンベ	を検討 <u>していこか、FVの設</u> 直検討を受けて、当談ホンへの設直場所を 場所を 工認申請を行い認可を受けている。 ◆その後、FVの兼用化により	操作対象設備がなくなり, EL.14.00mエリアの使用が可能となったため, ボンベ等へのアクセス, 保守点検が容易でかつ, 風雨の影響を受けない当初の設置検討場所であった [回か) の 51 4 00 201 1 4 00 201 201 1 4 00 201 201 1 4 00 201 201 1 4 00 201 201 1 4 00 201 201 1 4 00 201 201 201 1 4 00 201 201 201 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	UまらりのCL:14:00IIIに名とする。 【凶 1 多に】	 ◆高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベについても上記と同様に (屋内)のEL.14.00mに設置することを検討していたが、当該ボンベの設置場所を (屋外)のEL.18.00mに見直し、工認申請を行い認可を受けているが、FV兼用化を踏まえてケーブル処理室用及び非常用ディーゼル発電機室用ボンベと同じエリアである (屋内)を (屋内)のEL.14.00mに変更する。 [図1参照] ◆なお、当該ボンベの設置場所(設置床)変更によっても、2018年SA本体工認の設備仕様での消火能力は満足しているため、ボンベ仕様(容量,個数等)に変更はない。 [別紙 第2表,第1図 参照] 			
	変更後 (今回工認)	27	EL.14.00m	20	EL.14.00m	EL.14.00m			
変更内容	変更前 (2018年SA本体工認)	16	EL.22.50m	47	EL.22.50m	EL.18.00m			
	項目	は 関語 数 画数 無対 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に		個数	設置床	照 軍 未			
	対象	ケーブル	処理室用	= 1 1 1 1 1 1	非	高圧炉心 スプレイ系 ディーゼル 発電機室用			
ڔٞ	温				<u>@</u>	八			
\ \ \ \	種別		11/			二 熨 素			



図1 ケーブル処理室用ハロンボンベ及び非常用ディーゼル発電機室・高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベの設置場所変更前後

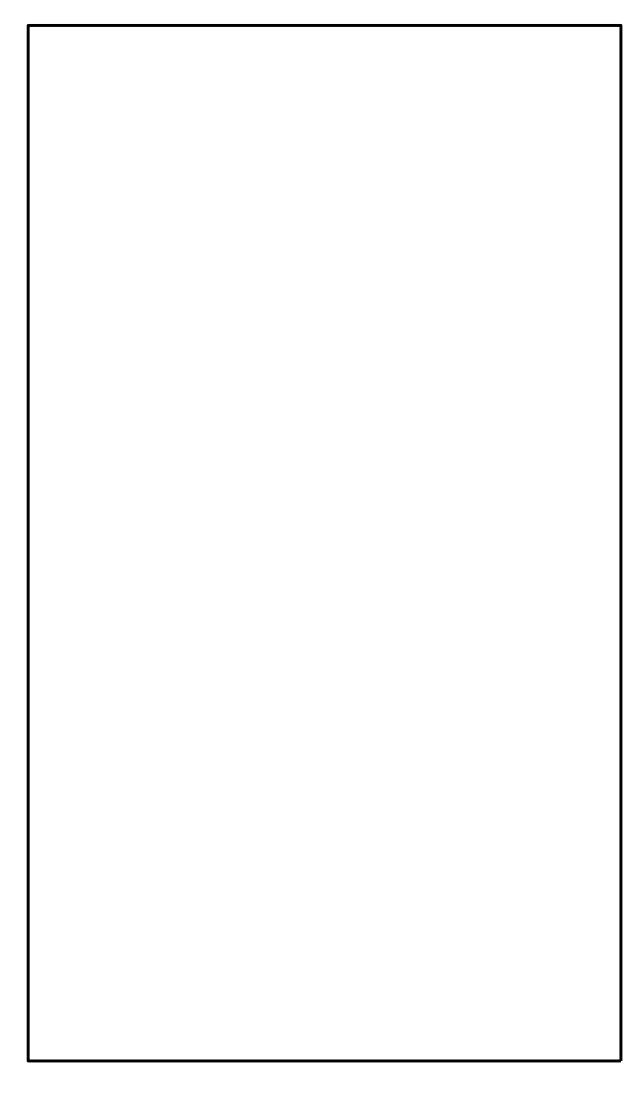


表2 容器 (ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の変更内容及び変更理由(2/2)

【対象】低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベ

	変更理由	 ◆低圧炉心スプレイ系ポンプ用のガス消火配管の設置場所の詳細調査を実施した結果,常設高圧代替注水系ポンプ用タービン排気管との干渉が確認され,当該ガス消火配管の敷設ルートを見直す必要が生じた。 ◆当該ガス消火配管の干渉を回避するには,低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンべの設置場所を含めて見直す必要があるため、当該ハロンボンべの設置場所(設置床)を → 100mから → 200mがら → 200mがら → 200mに変更するには,低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンべの設置場所(設置床)を → 400mがら → 50. [図2参照] → なお,ハロンボンべの設置場所(設置床)変更によっても2018年SA本体工認の設備仕様での消火能力は満足しているため、ボンベ仕様(容量,個数等)に変更はない。【別紙第2表,第2数。
	変更後(今回工認)	EL4.00m
変更内容	変更前 (2018年SA本体工認)	EL4.00m
	項目	設置床
	対象	低圧炉心 スプレイ系 ポンプ用
	番号	4
くごと	種別	





4.24.si

表3 主配管の変更内容及び変更理由

		: (設置	門面体	材料) を変	表, 第		L II II II	直場所	だ力を満	厚さ, 材[四緒 第			
※ 単田田中	冬天年田	◆ハロンボンベ(容器)の設置場所(設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	木)変更による配官経路の処長(配官体番組加)に伴い、 消火能力を満足させるた	め, 配管仕様(外径,厚さ,材料	更する。 【図3参照】, 【別紙 第2表, 1 図 参昭】			◆一般化灰糸ボンへ(谷希)の設直場所(設置床) 変更による配管経路の延長	(配管体積増加) に伴い, 消火能力を満	足させるため,配管仕様(外径,鳥料)を変事する。 [図4参昭】 【別			
	工設)	材料	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	材料	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	I	SUS304TP
	変更後(今回工認)	(mm)	3.9*1	5.2*1	6.0*1	5.5*1) (mш)	5.5*1	7.0*1	7.6*1	8.6*1	1	4.5*1
	変	外径 (mm)	60.5	76.3	114.3	89.1	外径 (mm)	60.5	76.3	89.1	114.3	-	34.0
変更内容	4本体工認)	林林	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	I	材料	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP	SUS304TP
	変更前(2018年SA本体	(யய)	3.9*1	5.2 * 1	6.0*1	_	(யய)	5.5*1	7.0*1	7.6*1	8.6*1	5.1*1	4.5*1
	変更前 (外径 (mm)	60.5	76.3	114.3	_	外径 (mm)	60.5	26.3	89.1	114.3	48.6	34.0
	項目		配管	仕様					西一管	仕様			
######################################	XELY		[] :	ケーフル処埋室用						ディーゼル発電機室用			
ベンボ	種別									派湯			



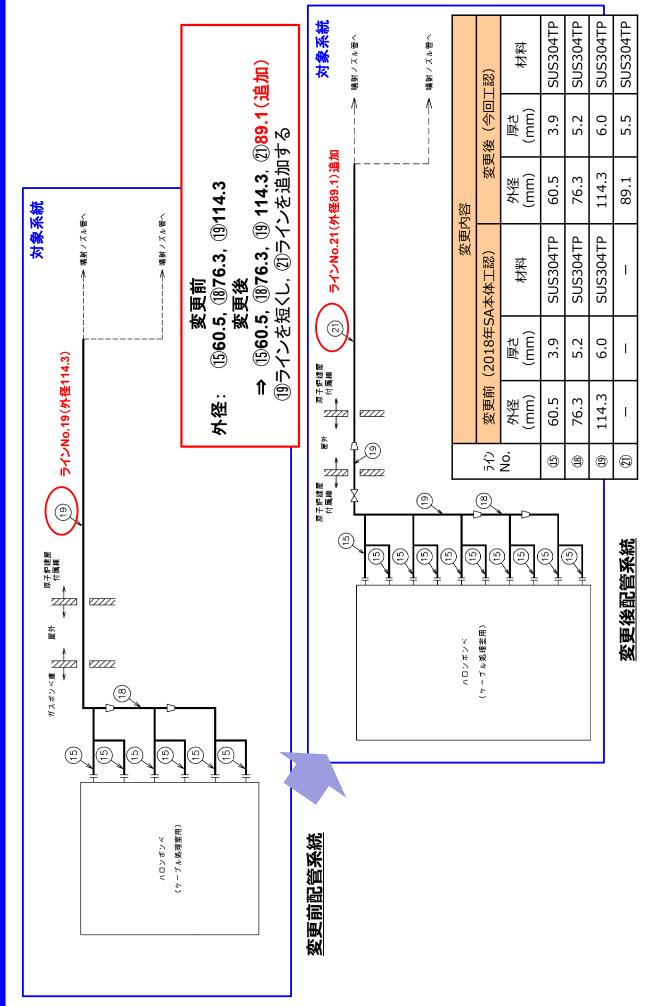
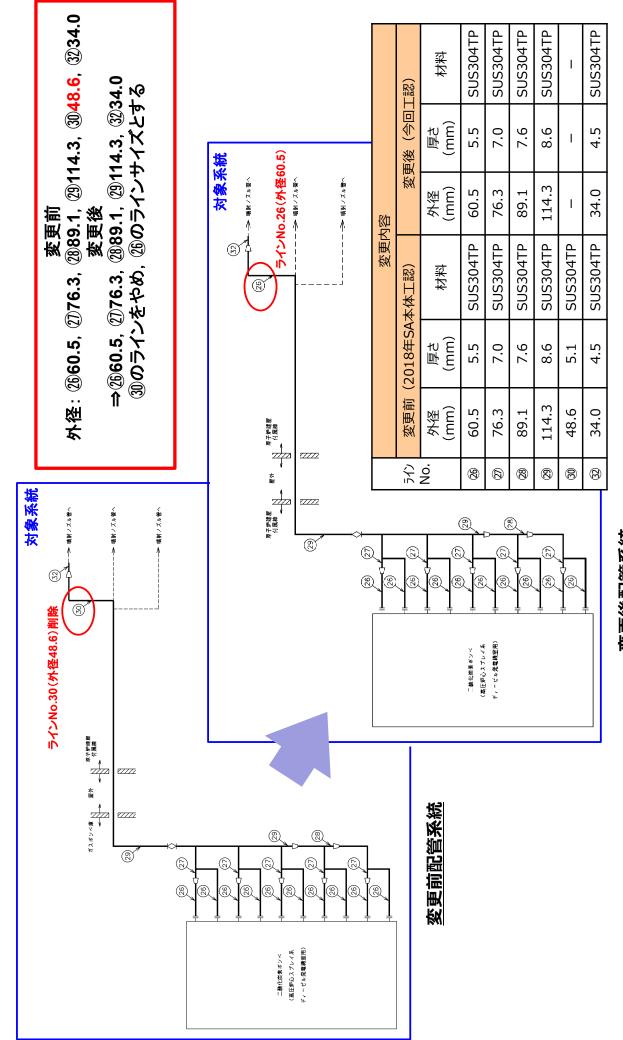


図3 ケーブル処理室用配管系統の変更前後





変更後配管系統

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用配管系統の変更前後



7

火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所,個数等の変更

表4 今回の設計及び工事計画変更認可申請に伴い変更する添付書類

No.		添付書類	変更概要
		V-1-1-4-8-3-8 設定根拠に関する説明書 (ハロンボンベ)	今回工認に伴い,ハロンボンベの個数を変更する。
H	の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設【火災	N-1-1-4-8-3-9 設定根拠に関する説明書 (二酸化炭素ボンベ)	今回工認に伴い,二酸化炭素ボンベの個数を変更する。
	均護設備】)	N-1-1-4-8-3-10 設定根拠に関する説明書 (消火系 主配管(常設))	今回工認に伴い,消火系の主配管(常設)の 外径を変更する。
		N-2-別添1-7 二酸化炭素ボンベ設備の耐震 計算書	今回工認に伴い,二酸化炭素ボンベの据え付け場所及び床面高さを変更する。
*		V-2-別添1-8 二酸化炭素供給選択弁の耐 震計算書	今回工認に伴い,二酸化炭素供給選択弁の据え付け場所及び床面高さを変更する。
N	性についての計算書	N-2-別添1-9 二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算書	今回工認に伴い, 二酸化炭素消火設備制御盤 の据え付け場所及び床面高さを変更する。
		V-2-別添1-10 ガス供給配管の耐震計算書	今回工認に伴い,ガス供給配管モデルの評価点 及び支持構造物の評価結果を変更する。
* M	V-3-10 その他発電用原子炉の 附属施設の強度に関する説明書	V-3-10-1-1-5-4 管の基本板厚計算書	今回工認に伴い, ガス供給配管の概略系統図を 変更する。
		機器の配置を明示した図面	
	国図 9- /	主配管の配置を明示した図面	
1	9.3 火災防護設備	系統図	フ凹上高に作い, 部直みて洩迷凶囲を交欠りの。
		構造図	

*: No.2,3の耐震計算書等の内容について,次表にしめす。



表 5 今回工認で変更する耐震計算書等の整理(変更の有無と理由)

No.	0.	添付書類	計算書の変 更の有無	理由
		V-2-別添1-4 ハロンボンベ 設備の耐震計算書	無	今回工認では、ケーブル処理室用ハロンボンベの設置場所をEL.22.50mからEL.14.00mに、低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベの設置場所をEL4.0mかをEL4.0mかをEL4.0mに変更するが、ハロンボンベ設備は、このため、今回工認によっても評価代表による耐震計算書に影響を及ぼさないことから、耐震計算書は変更しない。
		V-2-別添1-5 ハロンガス供 給選択弁の耐震計算書	無	今回工認では,ハロンガス供給選択弁を構成しないことから,【EL.23.3mを評価 代表とするハロンガス供給選択弁の耐震計算書に影響しないため変更しない。
	<u> </u>	V-2-別添1-6 ハロンガス消火設備制御盤の耐震計算書		今回工認では,ケーブル処理室用ハロン消火設備制御盤の設置場所を EL.14.0m内で変更するとともに,低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロン消火設備制御盤の設置場所を IEL4.0mか 制御盤は、 このため,今回工認によっても評価代表による耐震計算書に影響を及ぼさないことから,耐震計算書は変更しない。
	丰	V-2-別添1-7 二酸化炭素 ボンベ設備の耐震計算書	有	既工認では,設置場所の標高が最も高い【EL.22.50mの非常用ディーゼル発電機用二酸化炭素ボンベ,同ボンベ用の供給選択弁を評価代表として耐震計算書を添付している。 合同工ジェは、証価化素としていた非ヴロディーが1.発電機田一般化炭素ボンベ・同ボンベ田の供
		V-2-別添1-8 二酸化炭素 供給選択弁の耐震計算書	自	ノビエいては、FTIMI(女としていっておかり) これた 単版の一般に放送がつ、 PDA イガンの 給選択弁の設置場所者
		V-2-別添1-9 二酸化炭素 消火設備制御盤の耐震計算 書	阜	今回工認では <u>,二酸化炭素消火</u> 設備制御盤の評価代表の設置場所有 EL.2.0mか 1 が変更になるため,耐震計算書を変更する。これに伴い,評価代表としていた設備の標高 が変更になるため,耐震計算書を変更する。
		V-2-別添1-10 ガス供給配 管の耐震計算書	有	今回工認では,ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置位置変更に伴い,関連するガス供給配管 の設置ルートを変更する。これに伴い,ガス供給配管の支持構造物の評価結果,ガス供給配管の代 表モデルの選定結果及び評価結果が変更になるため,耐震計算書を変更する。
~ 359	V-3-10 その他 発電用原子炉の 附属施設の強度 に関する説明書	V-3-10-1-1-5-4 管の基本 板厚計算書	柜	今回工認では,ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置位置変更に伴い,消火設備の消火能力を 満足させるため,ケーブル処理室用ハロンガス消火設備及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用 二酸化炭素消火設備のガス供給配管の一部の配管口径を変更する。これに伴い,板厚計算書の概 略系統図が変更になるため,板厚計算書を変更する。



別紙1:ボンベ(ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の個数変更の概要(1/6)

● 貯蔵する消火剤の量の確認

ロゲン化物消火設備及び局所放出式ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は,消防法施行規 第十九条第4項により算出された消火剤以上の量とする。なお,消火剤の種類は,ハロン1301及び二酸化炭素であ 則第二十条第3項,全域放出方式不活性ガス消火設備の貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は,消防法施行規則 今回工認におけるガス系消火設備の消火剤の量の算出については,2018年SA本体工認同様,全域放出方式/

第1表に, ガス系消火設備ごとの消火剤の量の算出方法を示す。

第1表 ガス系消火設備ごとの消火剤の量の算出方法

ガス系消火設備	貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量の算出方法
全域放出方式 ハロゲン化物消火設備	防護区画の体積×0.32*1 (kg/m³) + 防護区画の開口部面積×2.4*2 (kg/m²) 【消防法施行規則第二十条第3項第一号】
局所放出式 ハロゲン化物消火設備	防護区画の体積 $*3 \times \left(4-3\frac{a}{A}\right)$ $(kg/m^3) \times 1.25$ a:防護対象物の周囲に実際に設けられた壁の面積の合計 (m^2) A:防護区画の壁の面積(壁のない部分にあっては,壁があると仮定した場合における当該部分の面積)の合計 (m^2) 【消防法施行規則第二十条第3項第二号】
全域放出方式不活性ガス消火設備	防護区画の体積×0.75*4(kg/m³)+ 防護区画の開口部面積×5*5(kg/m²) 【消防法施行規則第十九条第4項第一号】

*1:防火対象物又はその部分及び消火剤の種別の区分に応じ,防護区画の体積1m3当たりの消火剤の量

*2:自動閉鎖装置を設けない場合にあっては,防火対象物又はその部分及び消火剤の種別の区分に応じ,開口部の面積1m²当たりの消火剤の量

*3:防護対象物の全ての部分から0.6 m離れた部分によって囲まれた空間の部分(m^3)

*4:防火対象物又はその部分の区分に応じ,防護区画の体積1m3当たりの消火剤の量

自動閉鎖装置を設けない場合にあっては, 防火対象物又はその部分の区分に応じ, 開口部の面積1m2当たりの消火剤の量



別紙1:ボンベ(ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の個数変更の概要(2/6)

● ガス系消火設備の消火剤の量の見直しに伴うボンベ個数の算出について

第1表のガス系消火設備ごとの消火剤の量の算出方法により算出された量以上の消火剤の量(消火剤総量)を確保し,消防法で要求され る消火設備に関する基準(噴射ヘッドや貯蔵容器等の設置及び維持に関する基準)を満足するよう,ガス系消火設備の配置計画を見直し, これらの結果を反映した必要ボンベ個数とした。

第2表に, ガス系消火設備の消火剤必要量及びボンベ個数の算出結果を示す。

第2表 ガス系消火設備の消火剤必要量及びボンベ個数の算出結果(1/2)

			111	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		`			
]		ガス系	防護区画			配置計画を反	5映した必	配置計画を反映した必要ボンベ個数	***
神	(参考5 参照)	消火設備	の体積	道 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	配直計画の後更既要*2	ボンベ容量	ボンバー国数	消火剤総量	ホンベ値数
€	ケーブル	全域放出方式	2694m³	863kg	・ボンベ設置位置変更に伴う配置計画の見直しを行った結果,主配管の総延長が約130m増加した。それに伴い、始射圧力*4及び治が剤暑が不足するデアに	68L*3 (60kg)	15	900kg	16*3
•)	処理室用 	ハロンイ1070/1月 火設備	変更なし	変更なし	たいで、バスジェン・ベン・アンドリュン・プラーになったが、ボンベ個数の変更及び配管口径の一部を変更(縮小)する。	変更なし	26	1560kg	27*3
	非常用	全域放出方式	3191m³	2472kg	iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	82.5L*³ (55kg)	46*6	2530kg	6*74
®	74-Cル 発電機室 用	不活性ガス消火設備	変更なし	変更なし	てれに作い, 放到エノニップトたりっこにようにこめ, ボンベ個数を変更する。配管口径については,2018 年SA本体工認と同様な設備構成が可能なため, 変更はない。	変更なし	9*69	3795kg	70*3
	高圧炉心	1 1 1 1 1 1	3100m³	2393kg	l m ii	82.5L* ³ (55kg)	44	2420kg	45*3
®	トノア1 米 ディーゼル 発電機室 用	主域が出った。 不活性ガス消 火設備	変更なし	変更なし	てれに作い,放到圧力でが不足することになったの。 配管口径の一部を変更(拡大)する。配管口径の 一部変更(拡大)による圧力損失の低減を図ること により,放射圧力*5の確保が可能なことから,ボンベ 個数は変更なく配管口径のみ変更する。		L _A A	変更なし	

(上段が2018年SA本体工認の設計根拠,下段が今回工認の設計根拠)

注記 *1:消防法で規定される防護区画の体積から算出される消火剤必要量を示す。

*2:ボンベ個数及び配管口径の変更に影響した主な配置計画の変更概要を示す。

*3:要目表の記載値を示す。併記している(kg)は,防護区画の体積の必要消火剤量を満足する消火剤総量を考慮して設定している。 *4:消防法施行規則第二十条第1項第二号に規定される噴射ヘッドの放射圧力を示す。

*5:消防法施行規則第十九条第2項第二号に規定される噴射ヘッドの放射圧力を示す

2 C室及び2 D室から構成されており,選択弁にて消火を要する対象室に消火剤を供給するため,ボンベ個数は1室分となる。 :非常用ディーゼル発電機室は,

4



別紙1:ボンベ(ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の個数変更の概要(3/6)

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用ボンベ設置配管経路の変更概要 第1図 ケーブル処理室用及び非常用ディーゼル発電機室用・



別紙1:ボンベ(ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の個数変更の概要(4/6)

第2表 ガス系消火設備の消火剤必要量及びボンベ個数の算出結果(2/2)

		#7 2 2	四乙类和			配置計画を原	マ映した	配置計画を反映した必要ボンベ個数	そうれ
	禁	消火設備	の体積	消火剤量*1	配置計画の変更概要*2	ボンベ容量	ボンド画数	消火剤総量	画数
低圧	低圧炉・心スプレイ系 ポンプ用	局所放出式	70m ^{3 *3}	70m³*3 350kg	・干渉物回避によるボンベ設置位置及び配管経 路の変更が生じたため, 設備の配置計画の見 直しを行った。その結果, 配管経路等の変更が	68L*4 (60kg)	9	360kg	7*4
	変更なし	ハロケン化物 消火設備	変更なし	変更なし	あるが,2018年SA本体工認と同様な設備構成が可能なため,ボンベ個数及び配管口径の変更はない。		溪	変更なし	

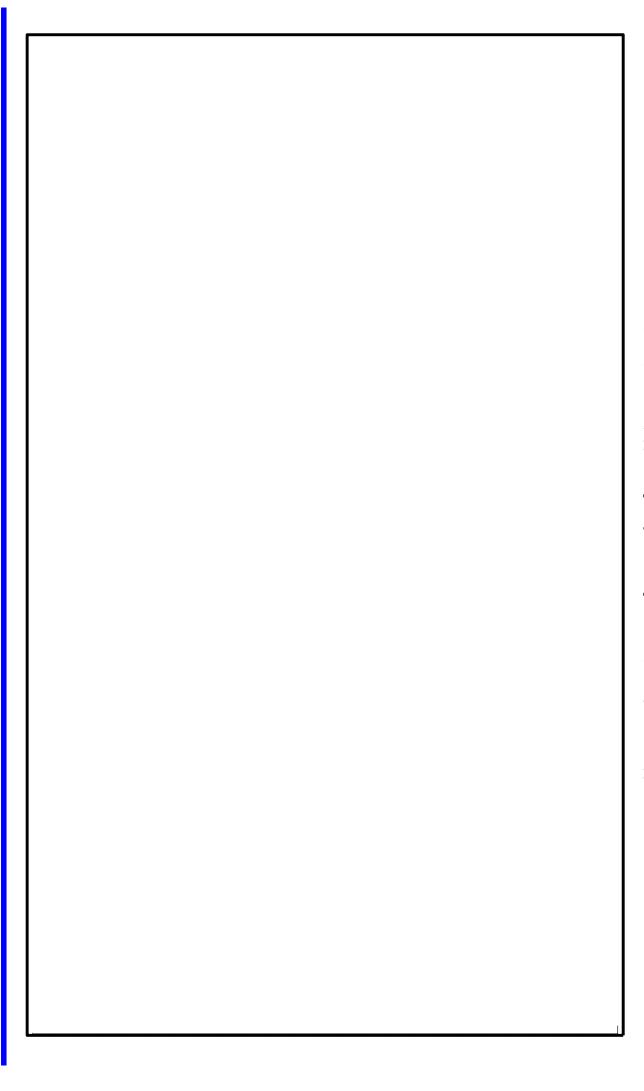
(上段が2018年SA本体工認の設計根拠, 下段が今回工認の設計根拠)

*1:消防法で規定される防護区画の体積から算出される消火剤の量を示す。 川門

*2:ボンベ個数及び配管口径の変更に影響した主な配置計画の変更概要を示す。 *3:局所放出式のため,防護空間体積を示す。 *4:要目表の記載値を示す。併記している(kg)は,防護区画の体積の必要消火剤量を満足する消火剤総量を考慮して設定している。



別紙1:ボンベ(ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ)の個数変更の概要(6/6)



第2図 低圧炉心スプレイ系ポンプ用配管経路の変更概要



別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

·	め、安全機関は大学	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	は大災の消火に係るものであるため,安全機能を有す なび機器の不燃性材材料又は難燃性材料の使用した は対象外である。	め , 安全機能を有する 1	の, 落雷, 地震等の自然 び機器の火災の発生を防	か, 安全機能を有する構造が、	め, 安全機能を有する構築 め, 落雷, 地震等の自然現び機器の火災の発生を防止 5事項は対象外である。
工認は火災の消火に係るものであるため,系統及び機器の不燃性材材料又は難燃事項は対象外である。	工認は火災の消火に係るものであるため,安全 ^将 系統及び機器の不燃性材材料又は難燃性材料 事項は対象外である。	今回工認は火災の消火に係るものであるため,安全機能を有する構築物,系統及び機器の不燃性材材料又は難燃性材料の使用した設計に係る事項は対象外である。	工認は火災の消火に係るものであるため,安全機能系統及び機器の不燃性材材料又は難燃性材料の使事項は対象外である。	工認は火災の消火に係るものであるため,安全機能系統及び機器の不燃性材料又は難燃性材料の使事項は対象外である。	今回工認は火災の消火に係るものであるため,安全機能を有する構築物,系統及び機器の不燃性材材料又は難燃性材料の使用した設計に係る事項は対象外である。 今回工認は火災の消火に係るものであるため,落雷,地震等の自然現象による原子炉施設内の構築物,系統及び機器の火災の発生を防止	今回工認は火災の消火に係るものであるため,安全機能を有する物,系統及び機器の不燃性材材料又は難燃性材料の使用した影係る事項は対象外である。 今回工認は火災の消火に係るものであるため,落雷,地震等の自 参による原子炉施設内の構築物,系統及び機器の火災の発生を するための火災防護対策を講じる設計に係る事項は対象外である。	工認は火災の消火に係るものであるため,安全機能系統及び機器の不燃性材材料又は難燃性材料の使事項は対象外である。 工認は火災の消火に係るものであるため,落雷,地 よる原子炉施設内の構築物,系統及び機器の火災の さめの火災防護対策を講じる設計に係る事項は対象外
727、不過に対象外である。	が, 水池以入り、水油が入れたる。 係る事項は対象外である。	が, 不同しく 1を合うした。 係る事項は対象外である。	が, ボルズの滅むのことである。	A. ANDXO MARRO 1 MAIL 1777月 4. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8.	5.	り、 ホボルメン・地部のインス・ボーブルカー・ できょう 事項は対象外である。 による原子炉施設内の構築物, 系 るための火災防護対策を講じる設計 さための火災防護対策を講じる設計	7 末回なり、海面が11年14月14日 る事項は対象外である。 による原子炉施設内の構築物, 3 るための火災防護対策を講じる設計
					6回工認は火災の消火に係る	で で で は は よ に よる 原 子 炉 施設 内 の 構築 る で よ で よ が で よ が で が で が で が で が で が で が	回工認は火災の消火に係る による原子炉施設内の構築 るための火災防護対策を講じ
					5回工認は火災の消火に係るものでによる原子炉施設内の構築物,	で で で は は は	回工認は火災の消火に係るもの? による原子炉施設内の構築物, るための火災防護対策を講じる設

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

		東海第二発電所設計及び工事計画変更認可申請書
実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	適合性検討 対象の有無 〇:有 -:無	適合の有無 適合の有無 一会回工認の実用発電用原子炉及びその附属施設 ○:有 ○:有 ○ 以災防護に係る審査基準への適合性確認結果 ×:無 ×:無 一:対象外
(原規技発第1306193 号 (平成25 年6 月19 日原子力規制 委員会決定)) に従うこと。 2.2 火災の感知・消火 2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全 機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、 早期の火災感知設備 ① 【略】 ② 【略】 ② 【略】 ③ 【略】 ③ 【略】 ③ 【略】 ④ 【略】 (2) 消火設備 ⑤ 】 消火設備については、以下に掲げるところによること。 a. 消火設備は、火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、 埋、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する 構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。	I	今回工認は火災の消火に係るものであるため、火災感知器の設計に係る事」 高・今回工認によっても、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(全域)のボンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさないよう、消火対象となる機器が設備(会域)のボンイ物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(全域)は、電気総線性の高いガスを採用すること、消火対象が七十分に離れた位置にボンベ及び制御盤を設置することで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的な影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大手のな影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大手の可な影響が、火災が発生していない火災防護と重要な機器等及び重大手の可な影響が、火災が発生していない火災防護と重要な機器等及び重大手を対処施設に影響を及ぼさない設計とすること、消火設備のボンベは、火災の熱の影響を及ぼさない設計とすること、消火設備のボンベは、火災の熱の影響を及ばさない観視を対処施設に影響を及ばさない場割とすること、消火設備

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

		東海第二発電所設計及び工事計画変更認可申請書	
実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	適合性検討 対象の有無	今回工認の実用発電用原子炉及びその附属施設	適合の有無 〇:有
	〇 - 第	の火災防護に係る審査基準への適合性確認結果	×:無 -:対象外
		う, ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする	
		ことに変更はない。 (基本設計方針 第2章1.(2) b.(d)イ, V-1-	
		1-1 P123, V-1-1-7 P87, 補足-4 図1, 図2)	
b. 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な	0	b. 今回工認によっても, 消火設備の消火剤は, 想定される火災の性	0
容量の消火剤を備えること。		質に応じて十分な容量を確保するため、消防法施行規則及び試験	
		結果に基づく容量を配備する設計とすることに変更はない。(基本設	
		計方針 第2章1.(2)b.(a)イ, V-1-1-1 P124, V-1-1-7	
		P84, 補足-4 別紙)	
c. 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置するこ	ı	C. 消火栓に係る事項であるため対象外である。	ı
$\mathcal{L}_{\mathfrak{s}}$			
d. 移動式消火設備を配備すること。	ı	d. 移動式消火設備に係る事項であるため対象外である。	I
e. 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保	0	e. 今回工認によっても, 二酸化炭素自動消火設備 (全域), ハロ	0
する設計であること。		ゲン化物自動消火設備(全域)及びハロゲン化物自動消火設備	
		(局所) (ケーブルトレイ用は除く。)は,外部電源喪失時にも消	
		火ができるように, 非常用電源から受電するとともに, 設備の作動に	
		必要な電源を供給する蓄電池も設け,全交流動力電源喪失時にも	
		電源を確保する設計することに変更はない。(基本設計方針 第2	
		章1.(2)b.(C), V-1-1-1 P126, V-1-1-7 P74)	
f. 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。	0	f. 今回工認によっても, ハロゲン化物自動消火設備(全域), ハロ	0
		ゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備	
		(全域) は,電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とす	
		ることに変更はない。 (基本設計方針 第2章1. (2)b.(e)イ,	
		V-1-1-1 P126, V-1-1-7 P88)	
g. 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築	0	g. 今回工認によっても, ハロゲン化物自動消火設備 (全域), ハロ	0
物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域		ゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備	
又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を		(全域) は,区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計	

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

		東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書	
実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	適合性検討 対象の有無 〇:有 -:無	今回工認の実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準への適合性確認結果	適合の有無 〇:有 ×:無 -:対象外
備えた設計であること。		とすることに変更はない。 (基本設計方針 第2章 1 . (2)b.(b)ロ, V-1-1-1 P124, V-1-1-7 P86)	
h. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難や1~2/1+ 白動池が高い高にはまれた。1-1+ 白動池が高い高い高ない。1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	0	h. 今回工認によっても,安全機能等を有する区域・区画の消火活動 が困難となるところは,自動消火設備又は手動操作による固定式ガス 消火設備を設置して消火を行う設計とすることに変更はない。(基本 ヨハヨ+で針 stっき 1 (2)と 、 1 1 1 12 2 2 1 1 2 125)	0
まることのである。 設置すること。 i 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機	0		0
器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。		困難となるところは,自動消火設備又は手動操作による固定式ガス 消火設備を設置して消火を行う設計とすることに変更はない。(V-1- 1-7 P76)	
1. 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。	I	j. 照明器具に係る事項であるため対象外である。	I
② 消火剤に水を使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるところによること。a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を	I	消火剤に水を使用する消火設備に係る事項であるため対象外である。	I
maxicasinであること。 b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。 c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。			
d. 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。			

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

	適合の有無 ○: 有 ×: 無 -: 対象外	0	ı	0	0	0
東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書	今回工認の実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準への適合性確認結果	今回工認によっても, ハロゲン化物自動消火設備(全域), ハロゲン 化物自動消火設備(局所) (ケーブルトレイ用及び電源盤・制御盤 用を除く)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は, 作動前に職 員等の退出ができるように警報又は音声警報を発する設計とすることに 変更はない。(基本設計方針第2章1.(2)b.(e)ロ, V-1-1-1 P123, V-1-1-7 P88)	①- d. 移動式消火設備に係る事項であるため対象外である。	①-g.今回工認によっても,既工認の設計に変更はない。	①-h-1.今回工認によっても,既工認の設計に変更はない。	①-h-2.今回工認によっても,既工認の設計に変更はない。
	適合性検討 対象の有無 〇:有 -:無	0	ı	0	0	0
	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	③ 消火剤にガスを使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。(参考)	(2) 消火設備について① − d 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第83条第3号を踏まえて設置されていること。	① - g 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温 停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を 行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場 合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消 火ポンプ系(その電源を含む。)等の動的機器の単一故障により、 同時に機能を喪失することがないことをいう。	①-ト-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。	① - h - 2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備(自動起動の場合に限る。)があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

		東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書	
実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	適合性検討 対象の有無 〇:有 -:無	今回工認の実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準への適合性確認結果	適合の有無 〇:有 ×:無 -:対象外
(2) b 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量を合計したものであること。なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会(NRC)が定めるRegulatory Guide 1.189で規定されている値である。 上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189では、1,136,000リットル(1,136㎡)以上としている。	I	・②-b.消火剤に水を使用する消火設備に係る事項のため対象外である。	I
2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。			
(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。	I	(1) 屋外消火設備の配管に係る事項であるため対象外である。	ı
(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。	0	(2) 今回工認によっても,風水害により性能が阻害されず,影響を受けないよう建屋内に設置する設計とすることに変更はない。(基本設計方針 第2章1.(2)b.(f)ロ, V-1-1-1 P122, V-1-1-7 poo 端ワイ図1 図2)	0
(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。	I	FO3, THAC-1 121, 122) (3) 屋外消火設備の配管に係る事項であるため対象外である。	I
(参考) 火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・Cクラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により	0	今回工認によっても,消火設備の耐震評価手法等には変更なく,火災 防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に	0

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

		東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書	
実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	適合性検討 対象の有無 〇:有 -:無	今回工認の実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準への適合性確認結果	適合の有無 〇:有 ×:無 -:対象外
損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることがないことが要求されるところであるが、その際、耐震B・Cクラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。		応じて,機能を保持する設計とすることに変更はない。 (V-1-1-1 P90,V-1-1-7 P73,補足-1 添付書類2)	
(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることのないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。	0	今回工認によっても,既工認の設計に変更はない。(基本設計方針 第2章1.(2)b., V-1-1-1 P122)	0
2.2.3 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、消火設備の破損、 誤動作又は誤操作によって、安全機能を失わない設計であること。また、消火設備の破損、誤動作又は誤操作による溢水の安全機能への 影響について「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」により確認 すること。	0	今回工認によっても,火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は,破損,誤作動又は誤操作が起きた場合においても,原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計に変更はない。また,消火設備の破損,誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については,浸水防護設備の基本設計方針(「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」)により確認することに変更はない。(基本設計方針第2章1.(2)b., V-1-1-1 P122)	0
 2.3 火災の影響軽減 2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域 又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。 (1) 【略】 (2) 【略】 	I	今回工認は火災の消火に係るものであるため,安全機能を有する構築物,系統及び機器の重要度に応じ,それらを設置する火災区域又は火災区域又は人災区域にはの火災区域とはの災災区域では大災区画における火災による影響に対する火災の影響軽減のための対策を講じる設計に係る事項は対象外である。	I

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

	適合の有無 〇:有 ×:無 -:対象外		I	1
東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書	今回工認の実用発電用原子炉及びその附属施設 の火災防護に係る審査基準への適合性確認結果		今回工認は火災の消火に係るものであるため,多重化された安全保護系及び原子炉停止系が同時に機能を失うことなく,原子炉を高温停止及び低温停止できる設計に係る事項は対象外である。	今回工認は火災の消火に係るものであるため,個別の火災区域又は火災区画における留意事項は対象外である。
	適合性検討 対象の有無 〇:有 -:無		1	1
	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	(3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (6) [略] (1) [略] (2)-1 [略] (2)-2 [略] (2)-4 [略]	2.3.2 原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止であること。また、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認すること。(火災影響評価の具体的手法は「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」による。)	3. 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 火災防護対策の設計においては、2. に定める基本事項のほか、安全 機能を有する構築物、系統及び機器のそれぞれの特徴を考慮した火 災防護対策を講ずること。

別紙2:火災防護審査基準と東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書対応表

		東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書	
実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	適合性検討 対象の有無 〇:有 -:無	通過 通過 通過 通過 通過 通過 通過 通過	適合の有無 〇:有 ×:無 - : 対象外
(参考) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の特徴を考慮した火災防護 対策として、NRC が定めるRegulatory Guide 1.189 には、以下のも のが示されている。 (1) 【 略 】 (2) 【 略 】 (4) 【 略 】 (5) 【 略 】 (6) 【 略 】 (7) 【 略 】			

別紙3:火災防護設備用ボンベ移設に伴うアクセスルート,操作性への影響について(1/2)

|--|

8

別紙3:火災防護設備用ハロンボンベ移設に伴うアクセスルート,操作性への影響について (2/2)

- 技術的能力1.14「電源の確保に関する手順」のうち,「可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電 における想定時間の移動ルートは,北西「階段I」から南東「No.23電気盤」
 - 上記の移動ルートの予備として,北側「階段L」(2階へ)⇔2階破線部⇔南東「階段H」(1階へ)⇔「No.23電気 A





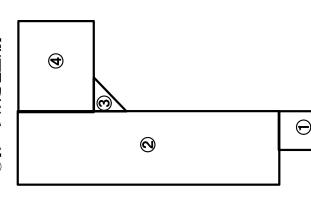
参考1:全域放出方式ハロゲン化物消火設備の消火剤の量の算出方法(例:①ケーブル処理室用)

<全域放出方式>

消防法施行規則 第20条 第3項1号 イに基づき防護対象機器に対して防護空間体積を算出する。

防護区画の体積×0.32(kg/m³)+防護区画の開口部面積×2.4(kg/m²)

①[ケーブル処理室用]



 S (面積) ①:
 6
 × 7.7
 ÷ 46.2

 ②:
 11.45
 × 37.5
 ÷ 429.4

 ③:
 5
 × 5
 × 1/2
 ÷ 12.5

 ④:
 13
 × 11.45
 ÷ 149

Ш2

V (体積) ①+②: 475.6 × 4.3H ≒ 2046 m³ ③+④: 162 × 4H ≒ 648 m³ (合計) 2694 m³ 消火剤量 : 2694 × 0.32 + 0 × 2.4 ≒ 863 kg



参考2:局所放出式八ロゲン化物消火設備の消火剤の量の算出方法(例:④低圧炉心スプレイ系ポンプ用)

〈局所放出式〉

消防法施行規則 第20条 第3項2号 口に基づき防護対象機器に対して防護空間体積を算出する。

防護区画の体積×
$$\left(4-3\frac{a}{A}\right)$$
 (kg/m³) ×1.25

② 【低圧炉・シスプレイ 条ポンプ用】

防護空間体積計算

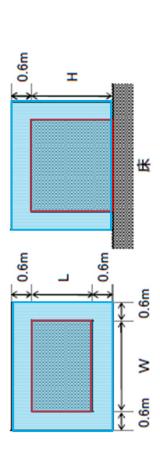
$$m^3 = (L + 1.2) \times (W + 1.2) \times (H + 0.6)$$

消火剤係数計算

$$kg/m^3 = 4 - 3 \times a / A$$

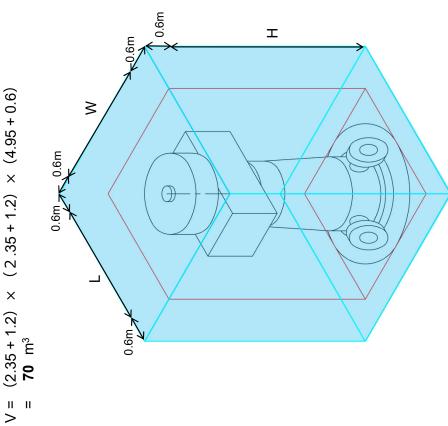
a: 防護空間の実際の壁の面積(床、天井を除く)

A: 防護空間の周囲面積(上面、底面を除く)



a : 0 (防護区画に実際に設けられた壁がないため)

消火剤量: 70 × (4-3×0/A) × 1.25 = 350 kg





参考3:配置計画の変更概要の補足

目逝			①ケーブル処理室用		当非(2)	②非常用ディーゼル発電機室用	(③高压炉心	③高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用	発電機室用
ボンベ設置位置変更に伴う配置計 画の見直し内容	こ伴う配置計り容	主配(変更前	主配管の延長(約130m)* 8 (変更前約173m, 変更後約305m	305m)	主配管の辺 (変更前約168m, (変更前約168m,	主配管の延長 (約130m) 変更前約168m, 変更後約300m) 変更前約168m, 変更後約300m)	1) * 8 m) :2C室用 m) :2D室用	主配(変更前)	主配管の延長(約120m)*8 (変更前約188m, 変更後約305m	* 8 05m)
配置計画の見直しの影響	しの影響	配管体積	配管体積増加により放射圧力, 及び消火剤量不足	, 放射時間	配管体積増加	配管体積増加により放射圧力及び放射時間不足	放射時間不足	配管体積増加	配管体積増加により放射圧力及び放射時間不足	放射時間不足
2018年SA本体工	电影项目	放射压力*1	放射時間*3	消火剤量*5	放射压力*2	放射時間*4	消火剤量*5	放射压力*2	放射時間*4	消火剤量*5
認の設備構成による 消火能力に対する	判断基準	0.9МРa以上	30秒以内	0.5以上1以下	1.4MPa以上	1分以内	0.5以上1以下	1.4MPa以上	1分以内	0.5以上1以下
要求事項の確認	岩岩	×	×	× (1以上)	×	×	0	×	×	0
消火設備の見直し検討	50検討		ボンベ追加			ボンベ追加			配管口径変更	
消火設備の見直し検討結果	3直し	放射圧力が規定圧力(0.9MPa 消火剤の量が不足のため,ボンベ 射圧力及び放射時間を確保*6。 ボンベ個数は,消火剤濃度*7基 り27本の制限されることから,配行 る消火剤総量を確保できない。	放射圧力が規定圧力(0.9MPa)に達しない状況及び消火剤の量が不足のため,ポンベ個数追加により,放射圧力及び放射時間を確保*6。 ポンベ個数は,消火剤濃度*7基準(10%以下)により27本の制限されることから,配管体積の増加に対応する消火剤のですがあるがあるである。配管体積の増加に対応する消火剤総量を確保できない。	MPa)に達しない状況及び えべ個数追加により,放 *6。 *7基準(10%以下)によ ・7基準(10%以下)によ 配管体積の増加に対応す	放射圧力が規定圧力(1.4 MP び圧力損失が大きい選択弁等を 供給圧力を確保するため,ポンペ 射圧力及び放射時間を確保*6。	放射圧力が規定圧力(1.4 MPa)に達しない状況及び圧力損失が大きい選択弁等を構成していることから,供給圧力を確保するため,ポンベ個数追加により,放射圧力及び放射時間を確保*6。	ご達しない状況及 していることから, 3色加により,放	放射圧力が規定圧力 配管口径の一部変更 の低減を図り,放射圧	4.3	(1.4MPa) に達しないことから, (拡大) を行い, 配管圧力損失 力及び放射時間を確保*6。
	確認項目	放射压力*1	放射時間*3	消火剤量*5	放射压力*2	放射時間*4	消火剤量*5	放射压力*2	放射時間*4	消火剤量*5
消火能力に対する 要求事項の確認	東賽堀味	0.9МРа以上	30秒以内	0.5以上1以下	1.4MPa以上	1分以内	0.5以上1以下	1.4MPa以上	1分以内	0.5以上1以下
	者믲	0	0	× (1以上)	0	0	0	0	0	0
				+		終了			終了	
消火設備の見直し検討	50検討		配管口径変更		*1:消防法施行規 *2:消防法施行規	訓第二十条第1項第二 訓第十九条第2項第二	消防法施行規則第二十条第1項第二号に規定される噴射へッドの放射圧力 消防法施行規則第十九条第2項第二号に規定される噴射へッドの放射圧力	ッドの放射圧力 ッドの放射圧力		
・ 消火設備の見直し 検討結果		ボンベ個数追加においても,配 剤の量が不足することから,配う 小)を行い,主配管体積の低 確保。なお,配管口径縮小に するが,压力損失に影響する 以外の噴射ヘッド近傍配管) 圧力及び放射時間を確保*6。	ボンベ個数追加においても,配管体積増加による消火 剤の量が不足することから,配管口径の一部変更(縮 小)を行い,主配管体積の低減を図り,消火剤の量を 確保。なお,配管口管縮小により配管圧力損失が増加 するが,圧力損失に影響する小口径の枝管(主配管 以外の噴射ヘッド近傍配管)を調整(拡大)し,放射 圧力及び放射時間を確保*6。	配管体積増加による消火 配管口径の一部変更(縮 が低減を図り,消火剤の量を パにより配管圧力損失が増加 る小口径の枝管(主配管 ・3 が口径の枝管(主配管 ・5 が間整(拡大)し,放射		訓第二十条第2項第一号に規以 割第十九条第2項第三号に規立 示される圧力損失計算時に圧力 て、無次元設計時点 τ_2 が0.5 \leq 忍する際に、防護区面による消火 次,放射圧力の判定に伴い規定 消火剤量(kg)×0.1 \leq 消火剤量(kg)×0.1 \leq 消火剤量(kg)×0.1 \leq 消火剤量(kg)×0.1 \leq 消火剂量(kg)×0.1 \leq 消火剂量(kg)×0.1 \leq 消火剂量(kg)×0.1 \leq 消火剂量(kg)×0.1 \leq 消火剂量(kg)×0.1 \leq 消火剂量(kg)×0.1 \leq	消防法施行規則第二十条第2項第一号に規定される消火剤の放射時間 消防法施行規則第十九条第2項第三号に規定される消火剤の放射時間 工事基準書で示される圧力損失計算時に圧力損失を考慮した必要消火剤量を確認する無次元定数 判断基準として、無次元設計時点でよが0.55 で31であることを確認。 放射圧力を確認する際に、防護区画による消火剤量から規定放射時間を満足する放射流量を算定し、 確認することから、放射圧力の判定に伴い規定放射を確認。 消火剤濃度(%) = 消火剤量(kg)×0.16 消火剤濃度(%) = 防護区画の容積(m³) (通達>消防予第六号 昭和五十一年五月二十二日	別の放射時間 1の放射時間 た必要消火剤量を確認 とを確認。 2放射時間を満足するが	(する無次元定数 友射流量を算定し,	
	確認項目	放射压力*1	放射時間*3	消火剤量*5	【ケーブル処理室用】 60 (kg) ×27 <u>60 (kg) ×27</u>	ーブル処理室用】 60 (kg) ×27 (個) ×0.16 26 (kg) ×87 (個) ×0.16 ×100=9.7 (%)	100=9.7 (%)			
消火能力に対する 要求事項の確認	判断基準	0.9МРа以上	30秒以内	0.5以上1以下	7634 (ms) *8:配管延長による影響評価 ・消防法においては、感知	2694 (m³) よる影響評価 いては、 感知器が作動しる	てからा番射へッドに消火者	ボギュー・エット・エット・エット・エット・エット・エット・エット・エット・エット・エット	1及び貯蔵容器が開放る	ガアからा音針ヘッドに
	結果	0	0	0	消火剤が到達間の遅延は保	消火剤が到達するまでの時間(放出開始時間) 間の遅延は保守的にみても概ね30秒程度と推定	消火剤が到達するまでの時間(放出開始時間)についての規定はなく,評価していない。なお,配管延長による消火剤到達時間の遅延は保守的にみても概ね30秒程度と推定。	現定はなく, 評価してい	ない。なお,配管延長	よる消火剤到達時
3:	 - 	- - !	終了		30秒程度の遅 不燃性材料及 めていることから	延によっても,早期の,び難燃性材料を使用, ・今回工認によって配	30秒程度の遅延によっても,早期の火災の感知及び消火が可能な設計,安全機能を有する設備に影響・ 不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計に変更はなく,また,可燃物の集積はなく,可燃物の持ち込 めていることから,今回工認によって配管を延長しても既工認時の設計に影響を及ぼすおそれはないと判断。 		安全機能を有する設備に影響を及ぼさない設計及び 1の集積はなく,可燃物の持ち込みを管理する運用をជ 響を及ぼすおそれはないと判断。	する設備に影響を及ぼさない設計及び 可燃物の持ち込みを管理する運用を定 れはないと判断。

∞cvsczns, ⇒= る ➤ 消火能力を満足することの評価方法について,ケーブル処理室を例に次頁に示す。



က	
${\bf C}$	

		9
		į
		1
		(

参考3:配置計画の変更概要の補足 (例:①ケーブル処理室用)



参考3:配置計画の変更概要の補足 (例:①ケーブル処理室用)



参考4:東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書 添付書類 耐震計算書(抜粋)前後比較表

変更前(2018 年 SA 本体工認)	
変更前 (2018 年 SA 本体工認) V-2-別添1-7 二酸化炭素ボンベ設備の耐震計算書 V-1-1 過間できる Q 電電 21x	変更後 V-2-別添1-7 二酸化炭素ポンペ設備の耐震計算書

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(以下「別添 1-1」という。) に示すとおり、二酸化炭素ボンベ設備が設計用地震力に対して十分な構造強度及び動的機能を有しており、火災を早期に消火する機能を保持することを確認するものである。

変更前(2018年 SA 本体工認)

2. 一般事項

2.1 構造計画

V-2-別添

補②

NT2

R4

-別添

NT2 補②

二酸化炭素ボンベ設備の構造計画を表 2-1 に,二酸化炭素ボンベ設備及び容器弁の外観図を図 2-1,図 2-2 に示す。

また、二酸化炭素ボンベ設備は、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎 及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、爆発等の二次的影響を受けず、火災防護 上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置する。

表 2-1 一酸化炭素ボンベ設備の構造計画

公·1 一版旧次系7.7 版品2.65日日				
機器名称		計画の概要	÷× 11 121	
竹茂石 百	白か	基礎・支持構造	主体構造	説明図
	二酸化炭素ボンベ設備	容器弁は、ガスボンベにねじ込み 固定する。ガスボンベはボンベラ ックに固定し、基礎ボルトにより	ガスボンベ及び容器弁	図 2-1 図 2-2
		ボンベラックを建屋床のコンクリ ート躯体に据え付ける。		

3. 固有値解析及び構造強度評価

二酸化炭素ボンベ設備の固有周期及び構造強度評価は,添付書類「別添 1-1 4. 固有周期」及び「5.1 地震応答解析」に示す評価方針に基づき,3次元FEMモデルによる解析及び正弦波掃引試験により固有周期及び構造強度を評価する。

3.1 固有値解析及び構造強度評価方法

3.1.1 固有値解析方法

① 二酸化炭素ボンベ設備の解析方法

対象部位であるボンベラックについて添付書類「別添 1-1 5.1.2 解析方法及び解析 モデル」に基づき、3次元FEMモデルによる解析を実施する。

② 容器弁の解析方法

容器弁は、正弦波掃引試験を実施する。

3.1.2 構造強度評価方法

二酸化炭素ボンベ設備ボンベ設備の構造強度評価は、添付書類「別添 1-1 5.2 構造強度評価」に示す評価方針に従い、構造強度評価を実施する。

変更後

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(以下「別添 1-1」という。)に示すとおり、二酸化炭素ボンベ設備が設計用地震力に対して十分な構造強度及び動的機能を有しており、火災を早期に消火する機能を保持することを確認するものである。

2. 一般事項

2.1 構造計画

構造計画として設定している設備について、既工事計画から変更はないが、二酸化炭素ボンベ設備の据付場所及び床面高さが変更になる。

3. 固有値解析及び構造強度評価

固有値解析及び構造強度評価については、既工事計画から変更はない。

3.1 固有値解析及び構造強度評価方法

3.1.1 固有値解析方法

- ① 二酸化炭素ボンベ設備の解析方法 二酸化炭素ボンベ設備の解析方法については、既工事計画から変更はない。
- ② 容器弁の解析方法 容器弁の解析方法については、既工事計画から変更はない。

3.1.2 構造強度評価方法

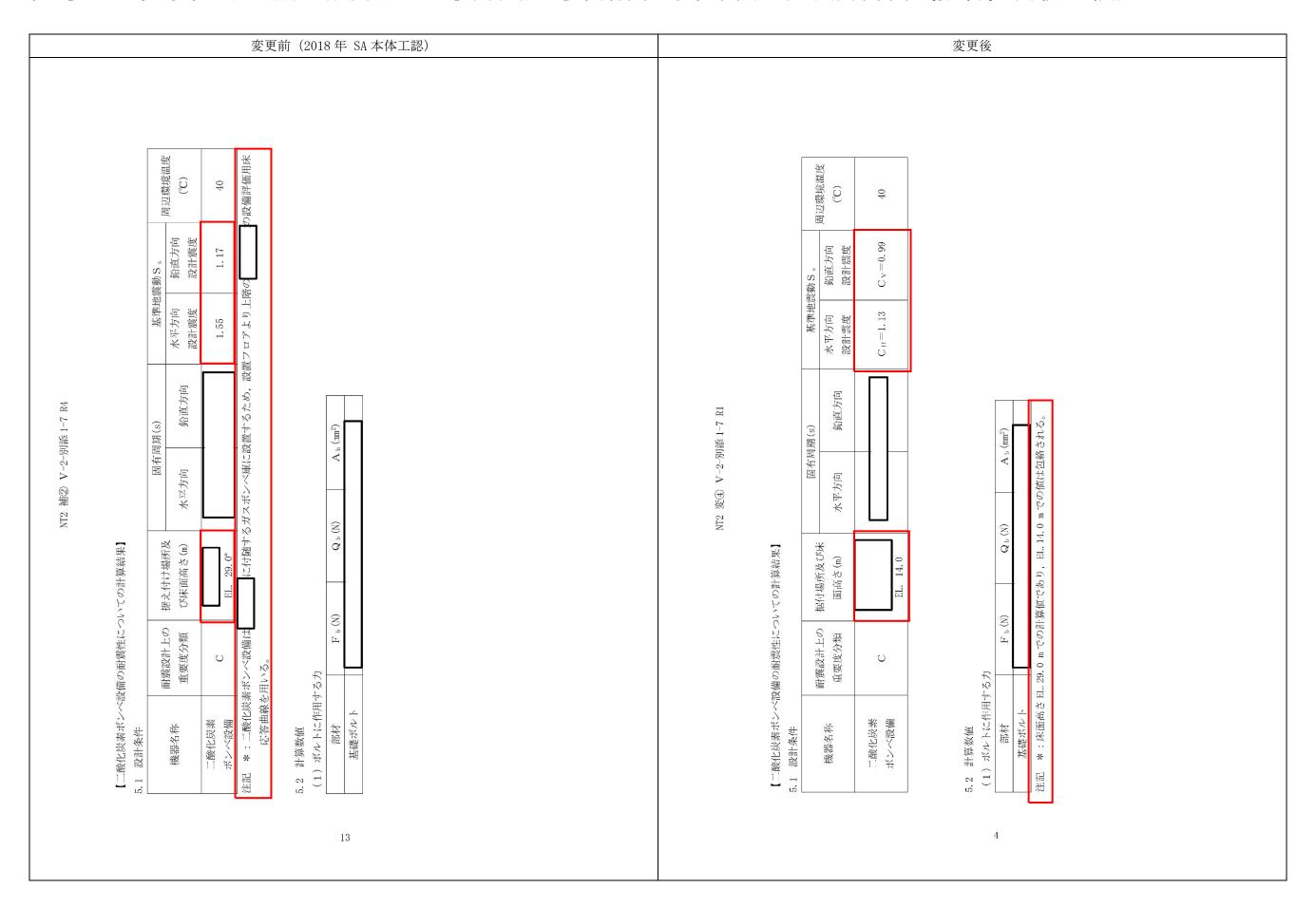
構造強度評価方法ついては、既工事計画から変更はない。

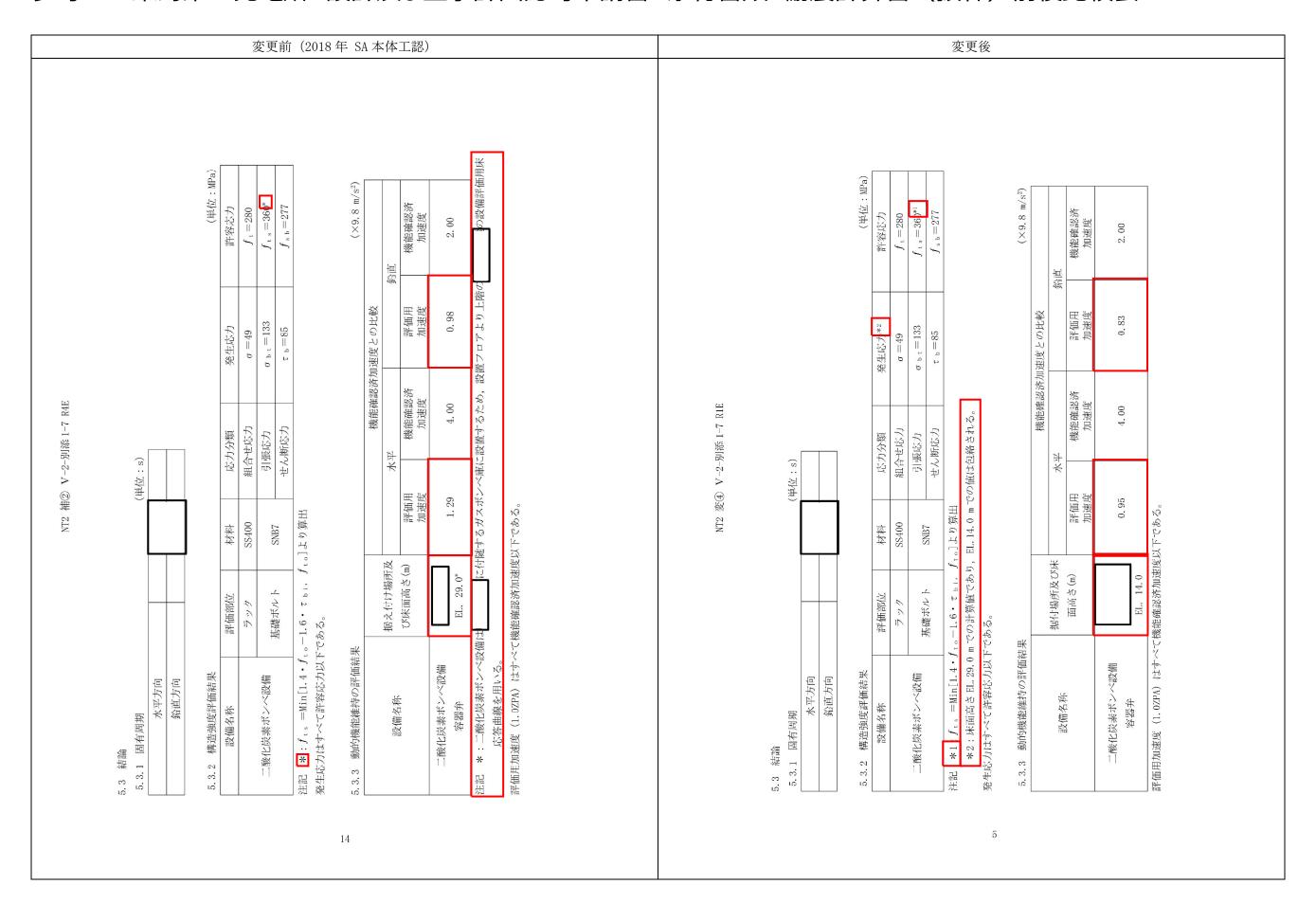
3.2 荷重の組合せ及び許容応力

荷重の組合せ及び許容応力については、既工事計画から変更はない。

- 3.2.1 荷重の組合せ及び許容応力状態 荷重の組合せ及び許容応力状態については、既工事計画から変更はない。
- 3.2.2 許容応力及び許容応力評価条件 許容応力及び許容応力評価条件については, 既工事計画から変更はない。
- 3.3 解析モデル及び諸元

解析モデル及び諸元については、既工事計画から変更はない。





変更前 (2018 年 SA 本体工認)	変更後
変更前 (2018 年 SA 本体工認) V-2-別添1-8 二酸化炭素供給選択弁の耐震計算書 88 8-1 58 6-7-2-2 62 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	変更後 V-2-別添1-8 二酸化炭素供給選択弁の耐震計算書

本計算書は,添付書類「V-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(以下「別添 1-1」という。)に示すとおり,二酸化炭素供給選択弁ユニットが設計用地震力に対して十分な構造強度及び動的機能を有しており,火災を早期に消火する機能を保持することを確認するものである。

変更前(2018年 SA 本体工認)

2. 一般事項

2.1 構造計画

二酸化炭素供給選択弁ユニットの構造計画を表 2-1 に,選択弁ユニットの外観図を図 2-1 に,選択弁の外観図を図 2-2 に示す。

また、二酸化炭素供給選択弁ユニットは、火災が発生している火災区域又は火災区画からの 火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、爆発等の二次的影響を受け ず、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置する。

表 2-1 二酸化炭素供給選択弁ユニットの構造計画

機器名称	計画の概要	35 田 四		
()发布石 (小)	基礎・支持構造	主体構造	説明図	
	選択弁は集合管に取り付けて固定する。			
二酸化炭素供給	集合管は弁ラックに固定し、基礎ボルト	選択弁及び	図 2-1	
選択弁ユニット	により弁ラックを建屋床のコンクリート	集合管	図 2-2	
	躯体に据え付ける。			

3. 固有値解析及び構造強度評価

二酸化炭素供給選択弁ユニットの固有周期及び構造強度評価は, 添付書類「別添 1-1 4. 固有周期」及び「5.1 地震応答解析」に示す評価方針に基づき, 3次元FEMモデルによる解析及び正弦波掃引試験により固有周期及び構造強度を評価する。

3.1 固有値解析及び構造強度評価方法

3.1.1 固有值解析方法

① 二酸化炭素供給選択弁ユニットの解析手法 対象部位である弁ラックについて添付書類「別添 1-1 5.1.2 解析方法及び解析モデ ル」に基づき、3次元FEMモデルによる解析を実施する。

② 選択弁の解析方法

選択弁は,正弦波掃引試験を実施する。

3.1.2 構造強度評価方法

二酸化炭素供給選択弁ユニットの構造強度評価は、添付書類「別添 1-1 5.2 構造強度評価」に示す評価方針に従い、構造強度評価を実施する。

変更後

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(以下「別添 1-1」という。)に示すとおり、二酸化炭素供給選択弁ユニットが設計用地震力に対して十分な構造強度及び動的機能を有しており、火災を早期に消火する機能を保持することを確認するものである。

2. 一般事項

2.1 構造計画

構造計画として設定している設備について、既工事計画から変更はないが、二酸化炭素供給 選択弁ユニットの据付場所及び床面高さが変更になる。

3. 固有値解析及び構造強度評価

固有値解析及び構造強度評価については、既工事計画から変更はない。

3.1 固有値解析及び構造強度評価方法

3.1.1 固有値解析方法

① 二酸化炭素供給選択弁ユニットの解析方法 二酸化炭素供給選択弁ユニットの解析方法については、既工事計画から変更はない。

② 選択弁の解析方法

選択弁の解析方法については、既工事計画から変更はない。

3.1.2 構造強度評価方法

構造強度評価方法については、既工事計画から変更はない。

3.2 荷重の組合せ及び許容応力

荷重の組合せ及び許容応力については、既工事計画から変更はない。

3.2.1 荷重の組合せ及び許容応力状態

荷重の組合せ及び許容応力状態については、既工事計画から変更はない。

3.2.2 許容応力及び許容応力評価条件

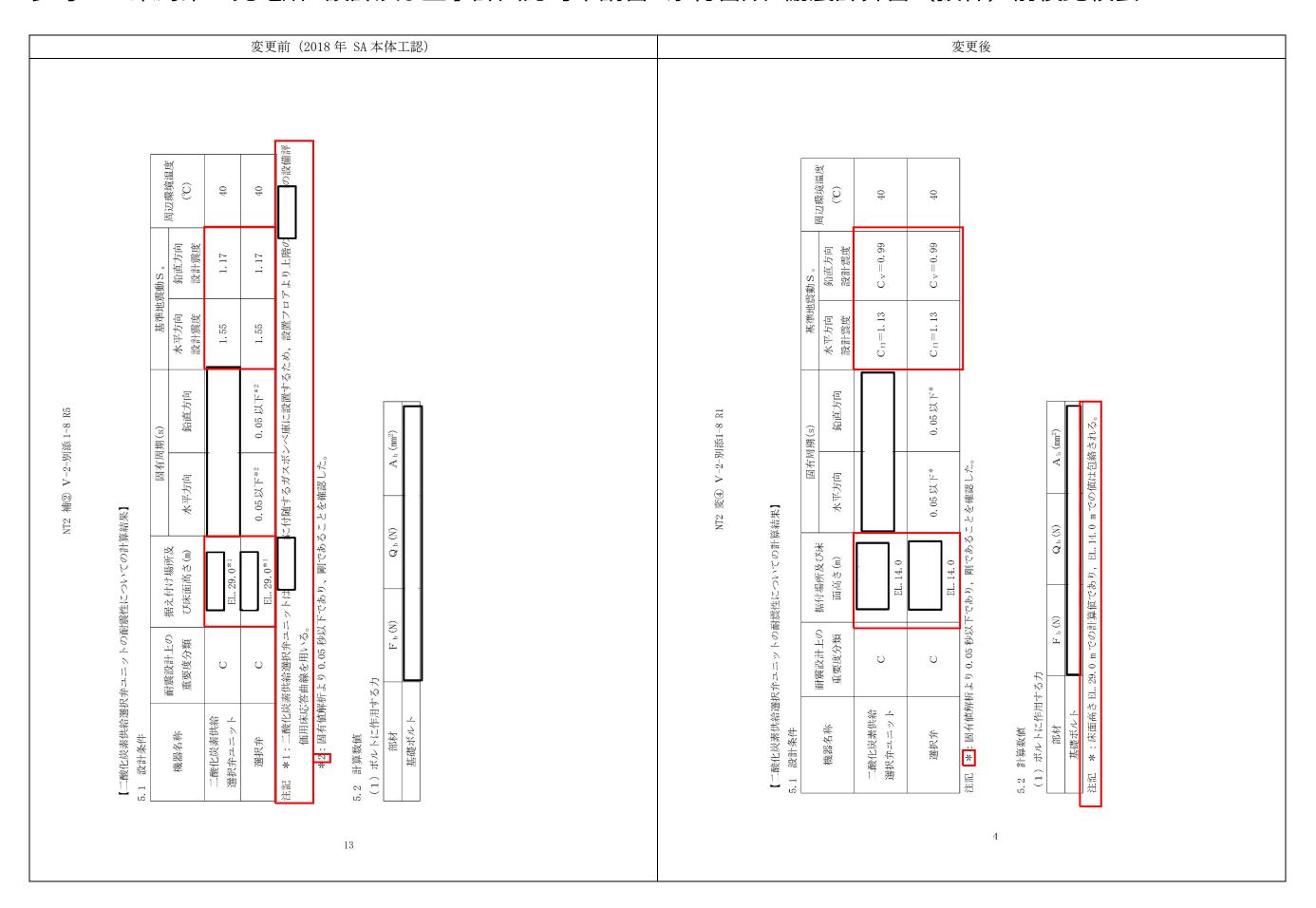
許容応力及び許容応力評価条件については、既工事計画から変更はない。

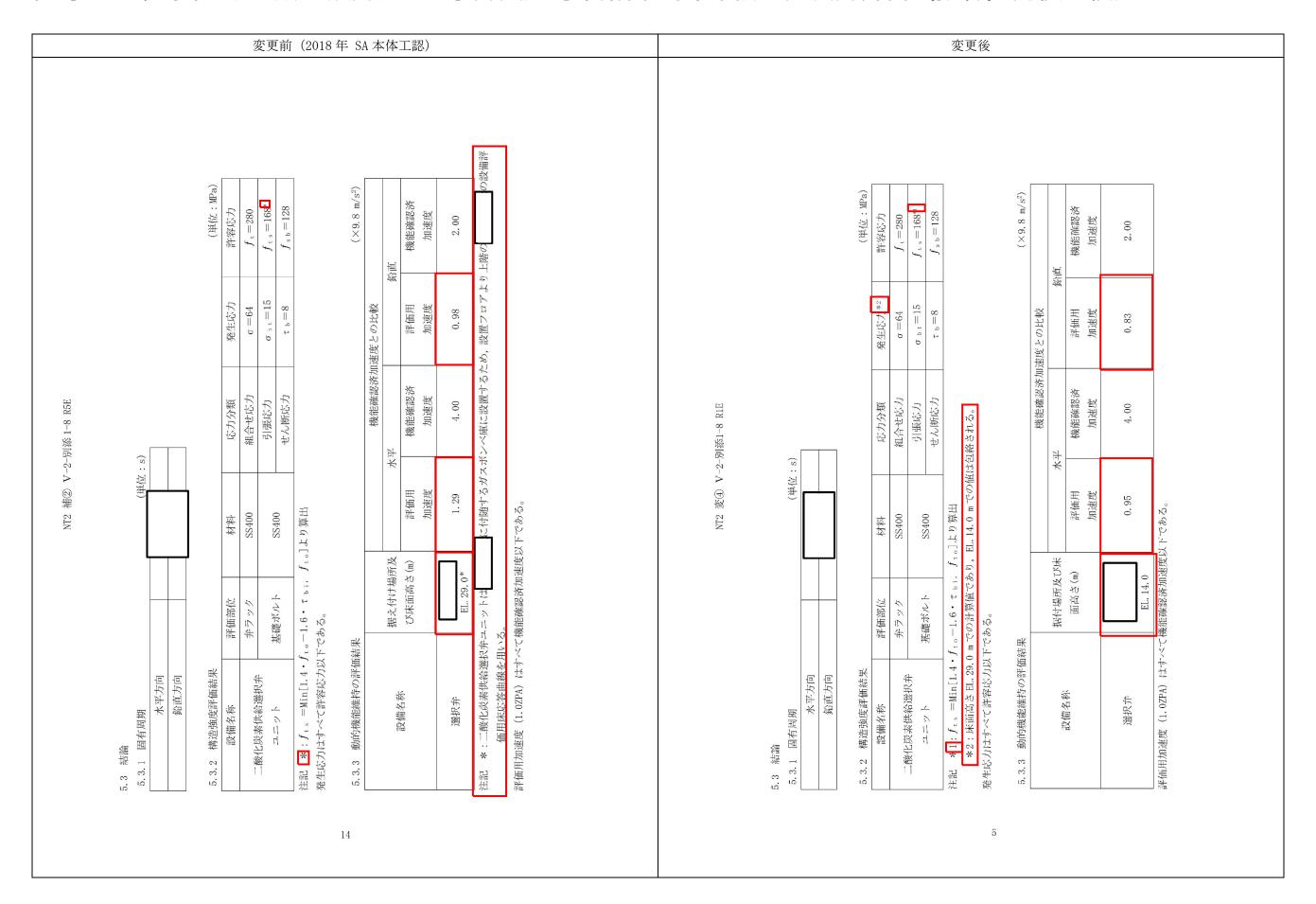
3.3 解析モデル及び諸元

解析モデル及び諸元については、既工事計画から変更はない。

7-2-別添 1-8 R5

NT2





	変更前 (2018 年 SA 本体工認)	変更後
NT2 補② V-2-別孫 1-9 R4	変更前(2018 年 SA 本体工認) V-2-別添1-9 二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算書	変更後 V-2-別添1-9 二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算書

変更前(2018年 SA 本体工認)

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(以下「別添 1-1」という。)に示すとおり、二酸化炭素消火設備制御盤が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有しており、火災を早期に感知する機能を保持することを確認するものである。

2. 一般事項

2.1 構造計画

二酸化炭素消火設備制御盤の構造計画を表 2-1 に示す。

また、二酸化炭素消火設備制御盤における基礎ボルトの構造強度評価モデルの諸元を表 2-2

なお、二酸化炭素消火設備制御盤は、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災 の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、爆発等の二次的影響を受けず、 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置する。

V-2-別添1-

R4

3. 固有周期

3.1 解析方法

二酸化炭素消火設備制御盤の固有周期は,添付書類「別添 1-1 4. 固有周期」に示す算出 方法に基づき,正弦波掃引試験により算出する。

3.2 固有値解析結果

二酸化炭素消火設備制御盤の固有値解析結果を表 3-1 に示す。

表 3-1 より, 二酸化炭素消火設備制御盤の固有周期は, 0.05 s以下であり剛であることを確認した。

表 3-1 固有値解析結果

(単位:s)

機器名称	方向	固有周期
一系几巴主巡几到伊知彻晚	鉛直	0.05以下
二酸化炭素消火設備制御盤	水平	0.05以下

3.3 設計用地震力

二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算に用いる設計用地震力については、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に基づく。

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針」(以下「別添 1-1」という。)に示すとおり、二酸化炭素消火設備制御盤が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有しており、火災を早期に感知する機能を保持することを確認するものである。

変更後

2. 一般事項

2.1 構造計画

構造計画として設定している設備について、既工事計画から変更はないが、二酸化炭素消火 設備制御盤の据付場所及び床面高さが変更になる。

3. 固有周期

3.1 解析方法

解析方法について、既工事計画から変更はない。

3.2 固有値解析結果

固有値解析結果については、既工事計画から変更はない。

3.3 設計用地震力

設計用地震力については、既工事計画から変更はない。

4. 構造強度評価

4.1 構造強度評価方法

構造強度評価方法については、既工事計画から変更はない。

4.2 荷重の組合せ及び許容応力

荷重の組合せ及び許容応力については、既工事計画から変更はない。

4.2.1 荷重の組合せ及び許容応力状態

荷重の組合せ及び許容応力状態については、既工事計画から変更はない。

4.2.2 許容応力及び許容応力評価条件

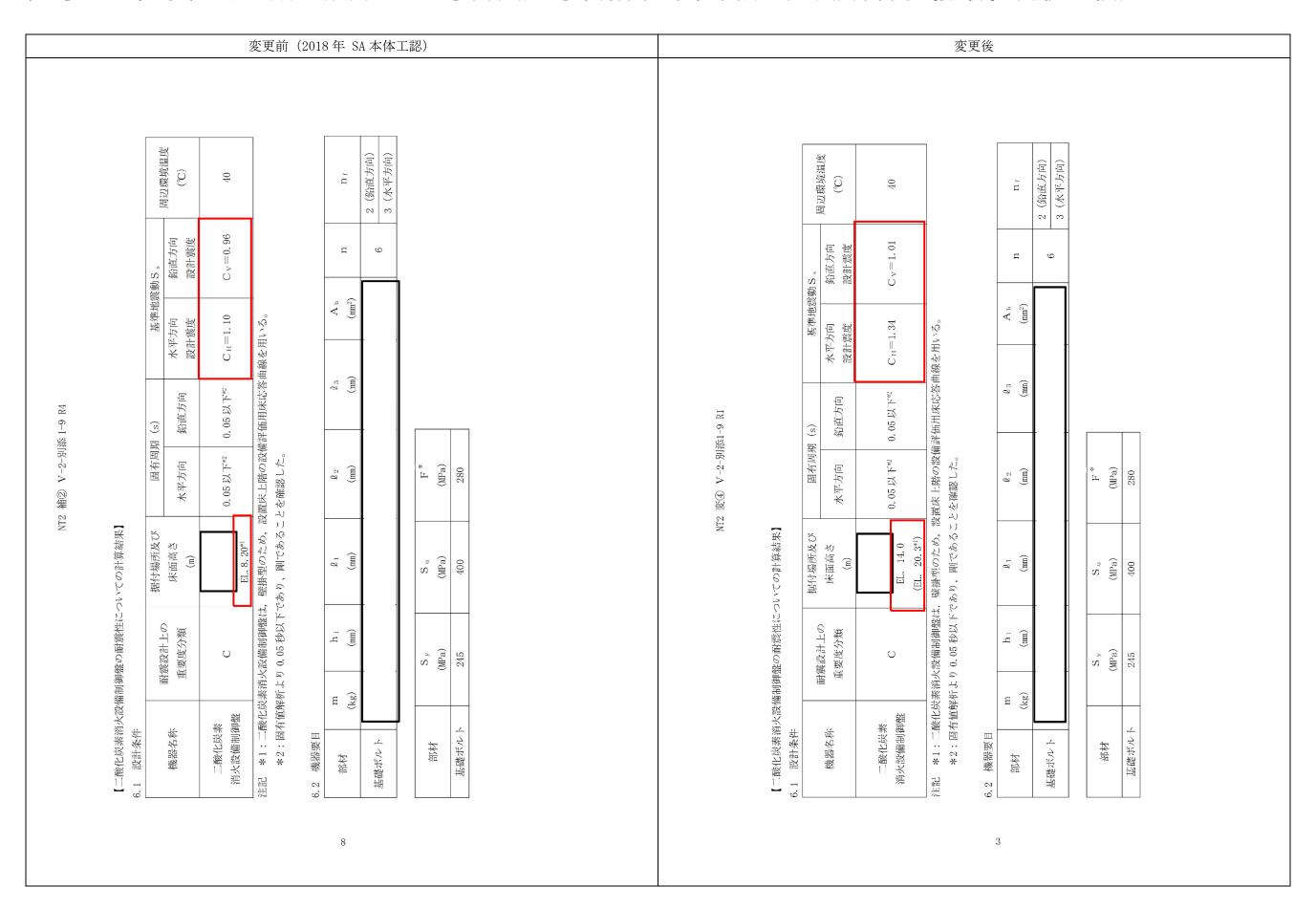
許容応力及び許容応力評価条件については、既工事計画から変更はない。

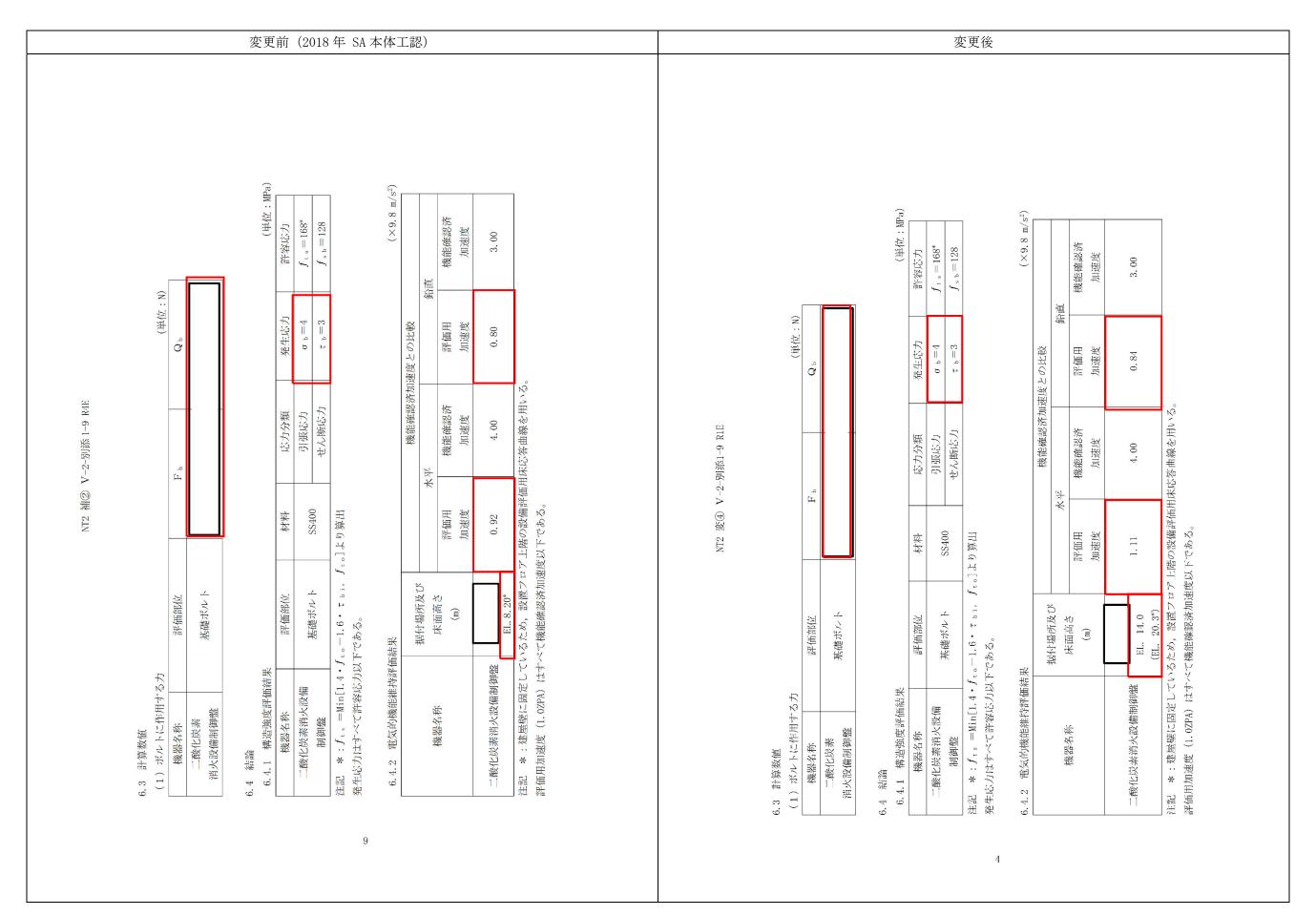
5. 機能維持評価

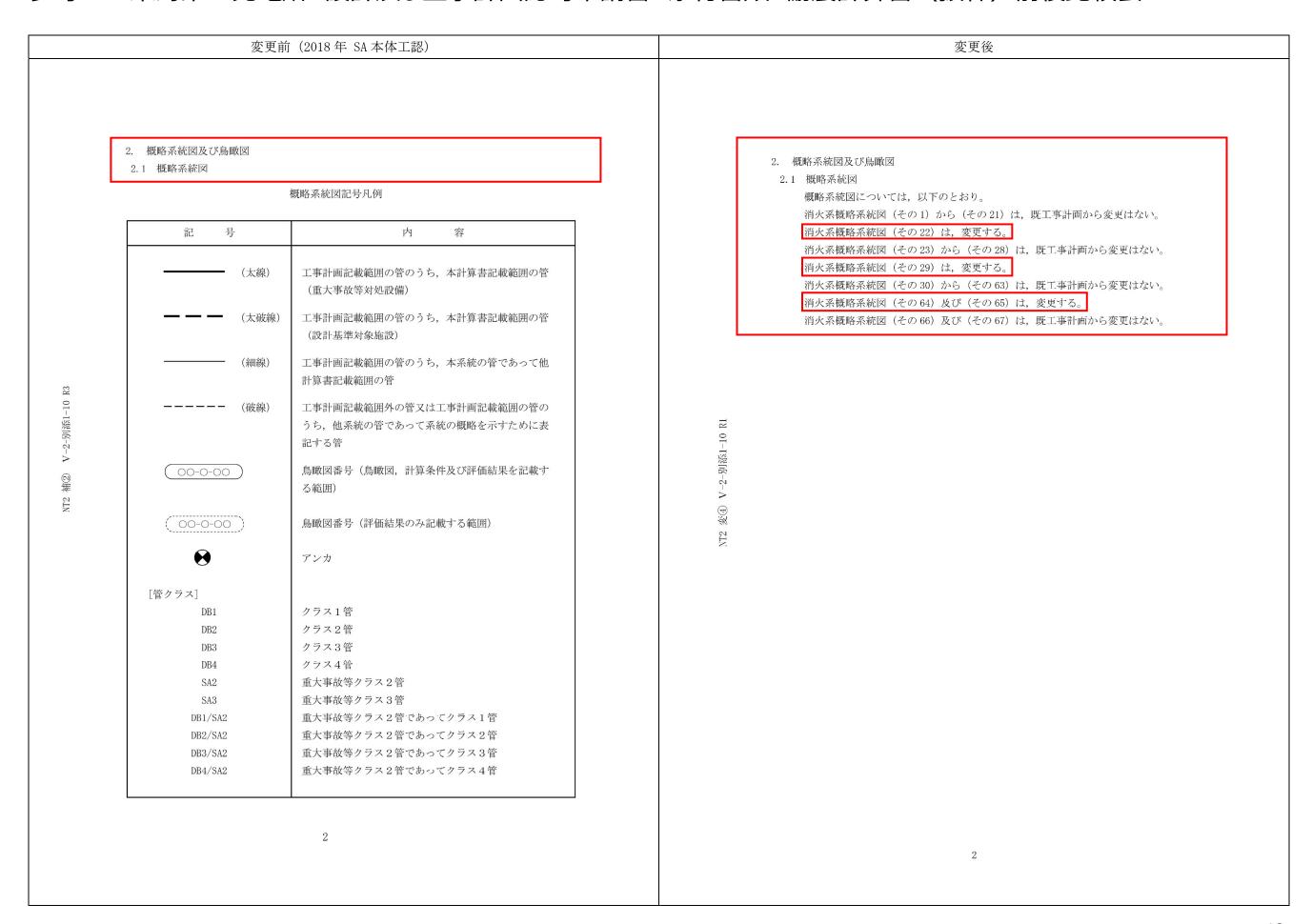
5.1 電気的機能維持評価方法

電気的機能維持評価方法については、既工事計画から変更はない。

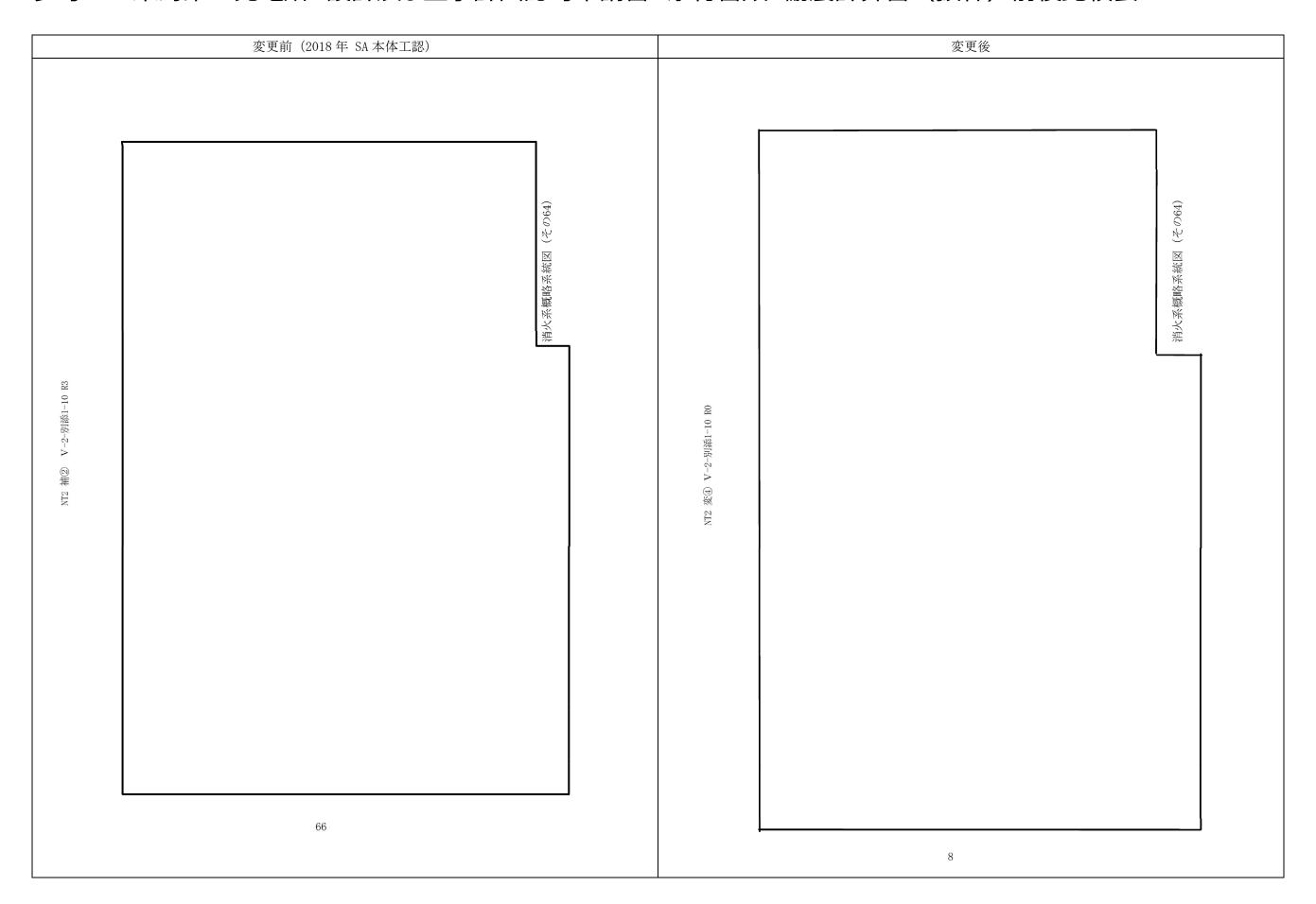
l

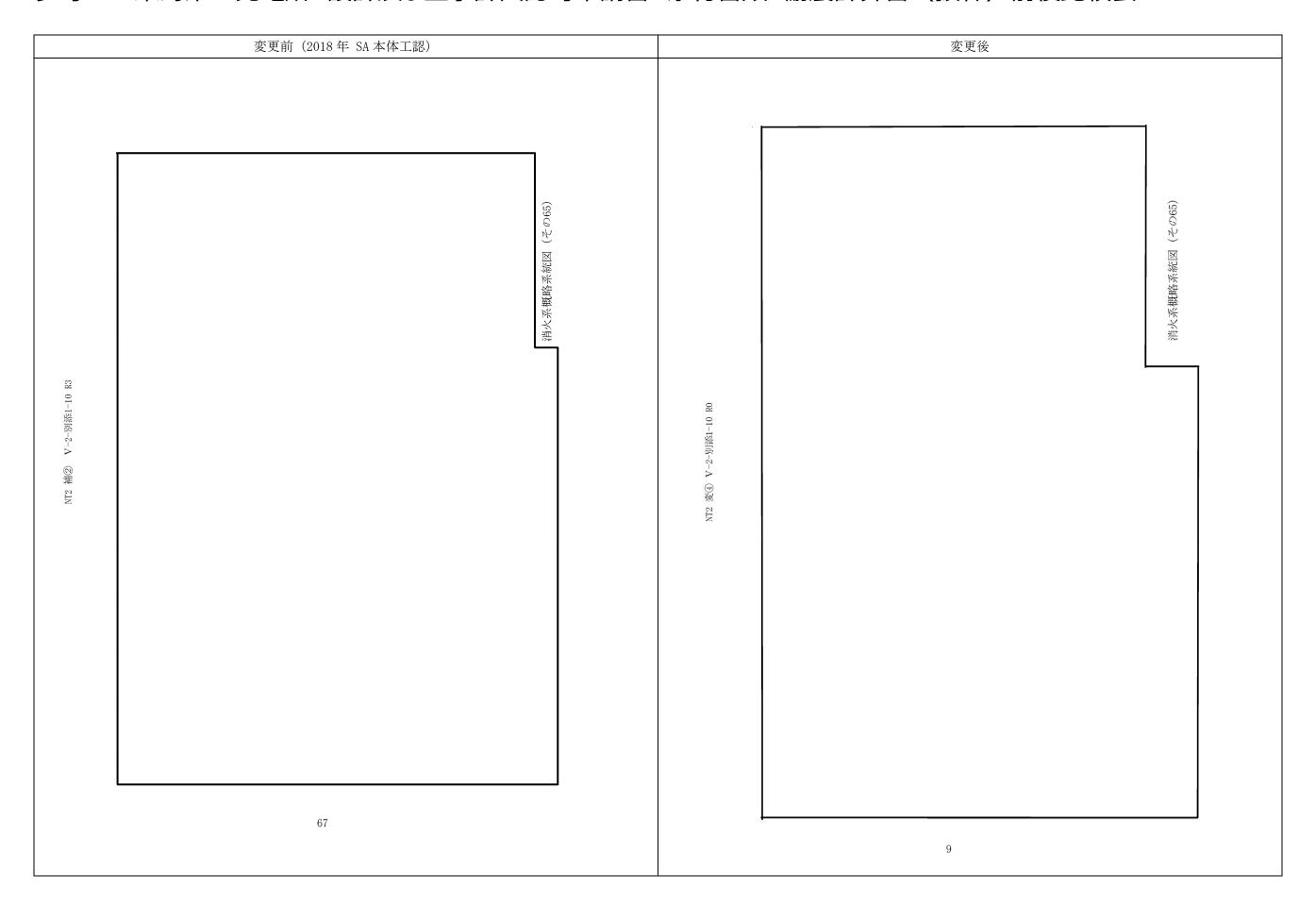




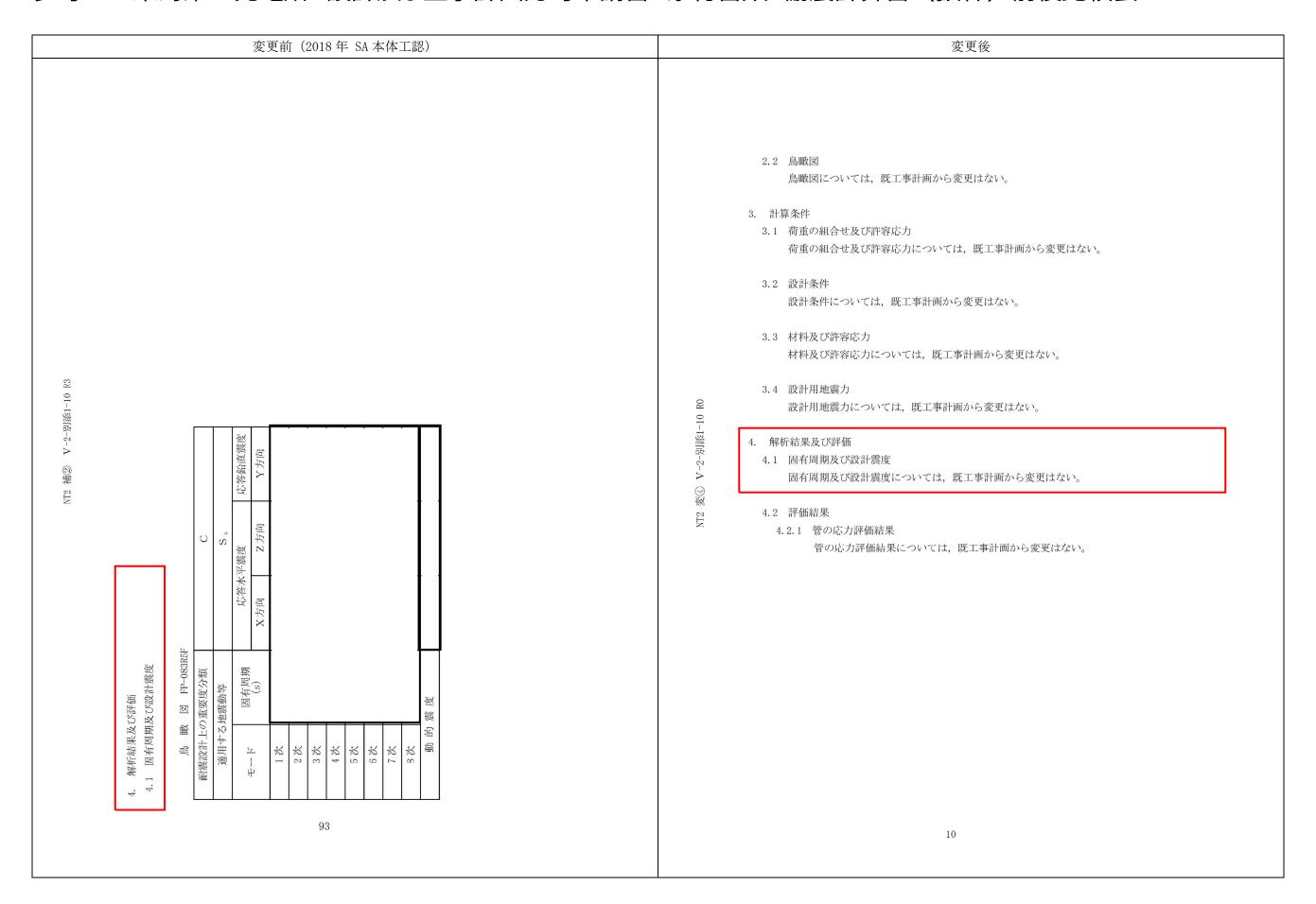


(ででのの) 1
7





		変更前(20	018 年 SA 本体工認)		変更後
	2	IV A S			2.2 鳥瞰図
	荷重の組合せ*2	$D + P_D + S_s$			鳥瞰図については、既工事計画から変更はない。 3. 計算条件 3.1 荷重の組合せ及び許容応力
	耐震設計上の 重要度分類	O		l	荷重の組合せ及び許容応力については、既工事計画から変更はない。 3.2 設計条件 設計条件については、既工事計画から変更はない。
-2-別添1-10 R3	機器等 の区分	クラス3 等 する。	8) RO	3.3 材料及び許容応力 材料及び許容応力については、既工事計画から変更はない。3.4 設計用地震力 設計用地震力については、既工事計画から変更はない。
>	設備分類	が電用 の附属 投 小災防護設備 消水系 DB 一 *1:DBは設計基準対象施設, SAは重大事故等対処設備を示す。 *2:許容応力状態ごとに最も厳しい条件又は包絡条件を用いて評価を実施す		NT2 変④ V-2-別添1-10	4. 解析結果及び評価4.1 固有周期及び設計震度 固有周期及び設計震度については、既工事計画から変更はない。4.2 評価結果
び許容応力	施設 分類*1	DB 大事故等对 又は包絡条		N	4.2.1 管の応力評価結果 管の応力評価結果については、既工事計画から変更はない。
が2 補② 算条件 荷重の組合せ及び許容応力 本計算書において考慮する荷重の組合せ及び許容応力を下表に示す。	系統名称	消水系 消水系 繁施設, SAは重 ご最も厳しい条件:			
算条件 荷重の組合せ及び許容応力 本計算書において考慮する	設備名称	水災防護設備 入Bは設計基準対 等容応力状態ごと			
3. 計算条件 3.1 荷重の約 本計算書	施設名称	その他発電用 原子炉の附属 施設 注記 *1:I			
	_		84		10



4 2 3 3 3 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3
4. 2. 2 女持 持 持 持 持 持 持 持 持 持 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十

変更前(2018 年 SA 本体工認)	変更後
14	No.

参考 6 :ボンベ設置場所及び配管計画の変更に伴う消火剤総量の確認

- 今回工認において,ケーブル処理室用ハロンボンベ及び非常用ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベの設置場所及び 配管計画の見直しを行った。
- このため,消火剤総量が各規定能力を満足することを,系統の配管内容積及び圧力損失,配管口径,噴射ヘッド個数 等を考慮した上で,設計・工事基準書に基づき確認した。具体的には,以下の観点から確認した。 A
 - 1. 貯蔵容器充て Λ 量L貯蔵容器hらD放射量Lの比率を示す \int 無次元設計時点 au_2 \int にLる確認
- 2. 噴射ヘッド能力 (規定時間, 規定圧力)の確認
- 示す。なお,消火剤総量の確認に当たっては,消火剤総量の見直しを伴わない高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室 上記項目の確認の結果,消火剤総量について,各規定能力を満足することを確認した。確認内容について次頁以降に 用二酸化炭素ボンベ及び低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベについて,併せて行った。 Д

		光ス光	- 世 単 単 単 単 単 単 単 単 単		配置計画を	配置計画を反映した必要ボンベ個数	ドンベ個数	i
舞号	紫	消火設備	の体積	消火剤量*1	ボンベ容量	ボンベ価数	消火剤総量	ボンベ個数
1	ケーブル 処理室用	全域放出方式 ハロゲン化物消火設備	2694m³	863kg	68L*² (60kg)	56	1560kg	27*2
(S)	非常用ディーゼル発 電機室用	全域放出方式 不活性ガス消火設備	3191m³	2472kg	82.5L* ² (55kg)	£*69	3795kg	70*2
®	高圧炉・心スプレイ系 ディーゼル 発電機室用	全域放出方式 不活性ガス消火設備	3100m³	2393kg	82.5L* ² (55kg)	44	2420kg	45*2
4	低圧炉・心スプレイ系 ポンプ用	局所放出式 ハロゲン化物消火設備	70m ^{3 *4}	350kg	68L*² (60kg)	9	360kg	7*2

注記 *1:消防法で規定される防護区画の体積から算出される消火剤必要量を示す。

*2:要目表の記載値を示す。併記している(kg)は,防護区画の体積の必要消火剤量を満足する消火剤総量を考慮して設定している。

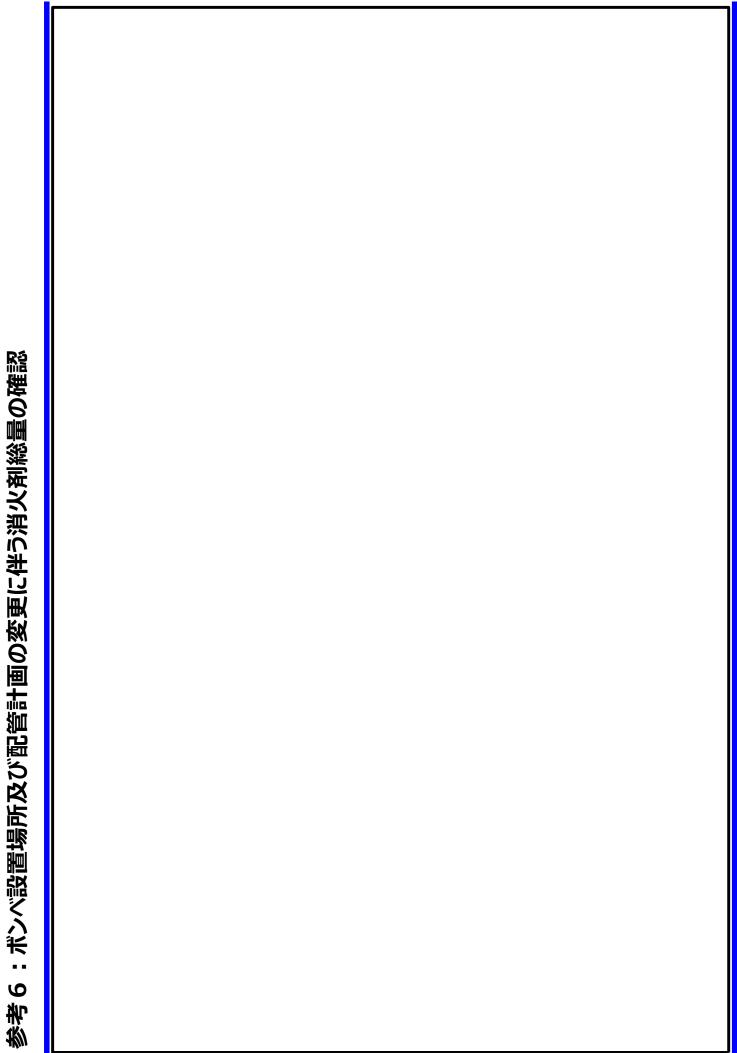
*3:非常用ディーゼル発電機室は,2 C室及び2 D室から構成されており,選択弁にて消火を要する対象室に消火剤を供給するため,ボンベ個数は1 室分となる。

62

*4:局所放出式のため,防護空間体積を示す。

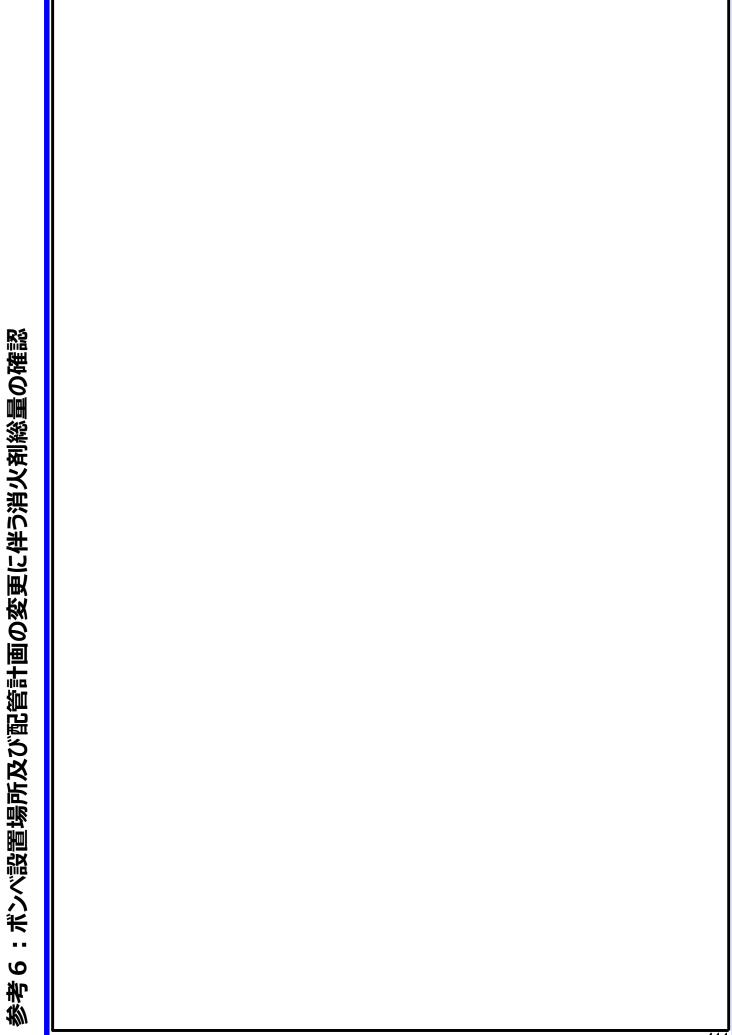


~	2
C	2





d	
Č	



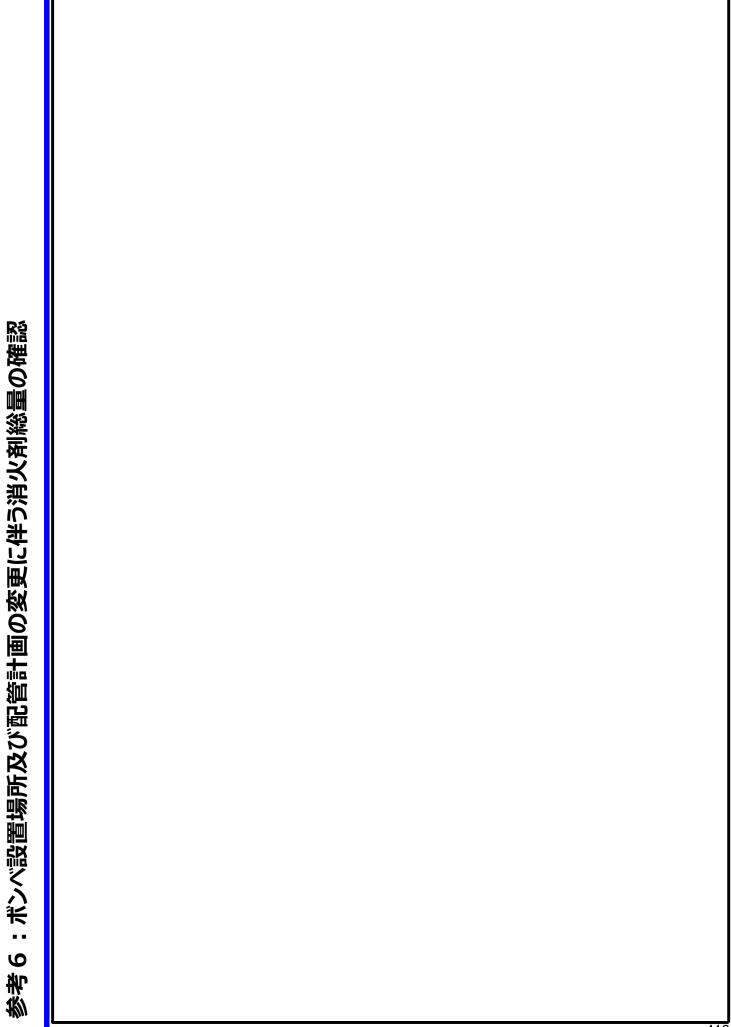


کا	
C	3

参考 6 :ボンベ設置場所及び配管計画の変更に伴う消火剤総量の確認

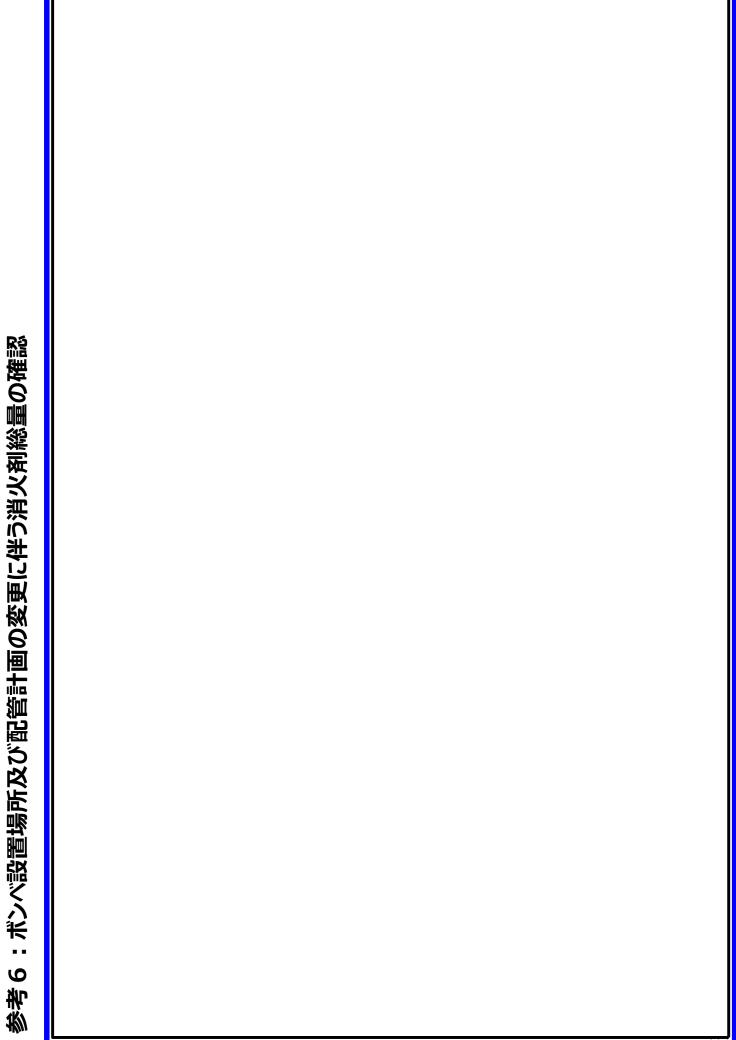


C	0
Ü	Ō



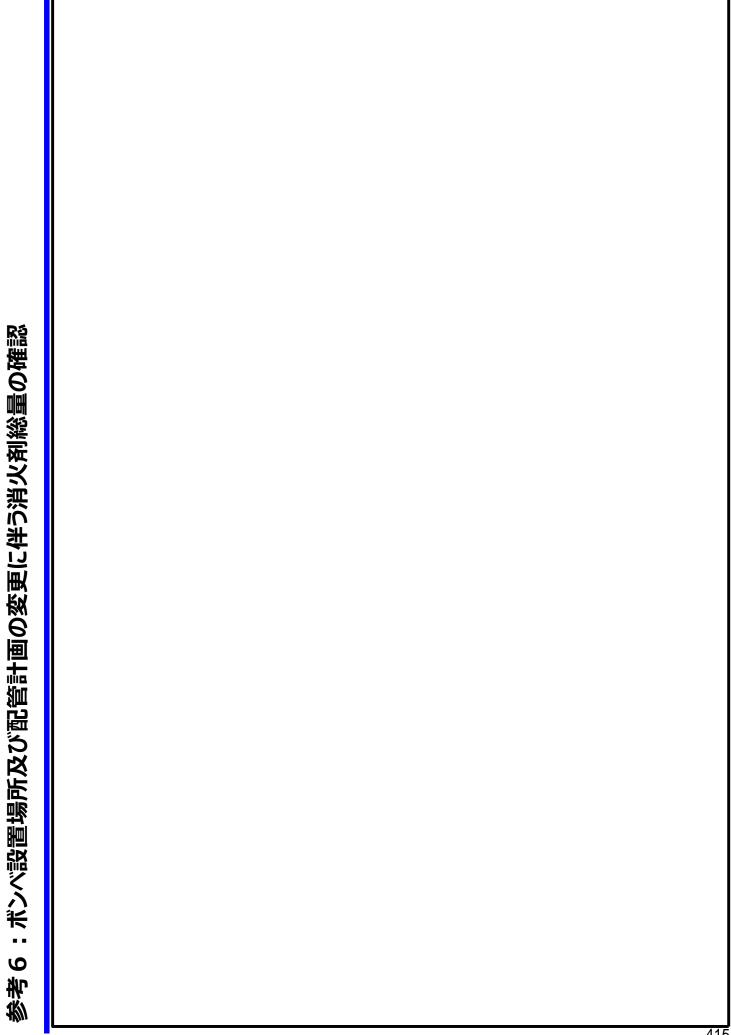


_	
Ċ	



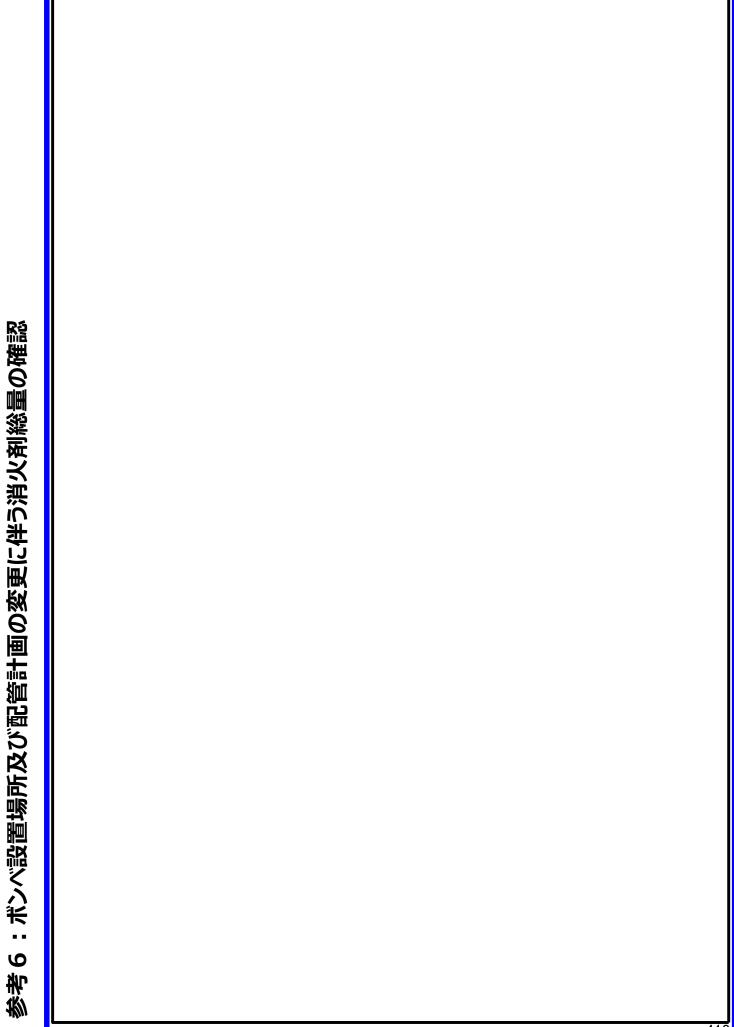


α	
C	



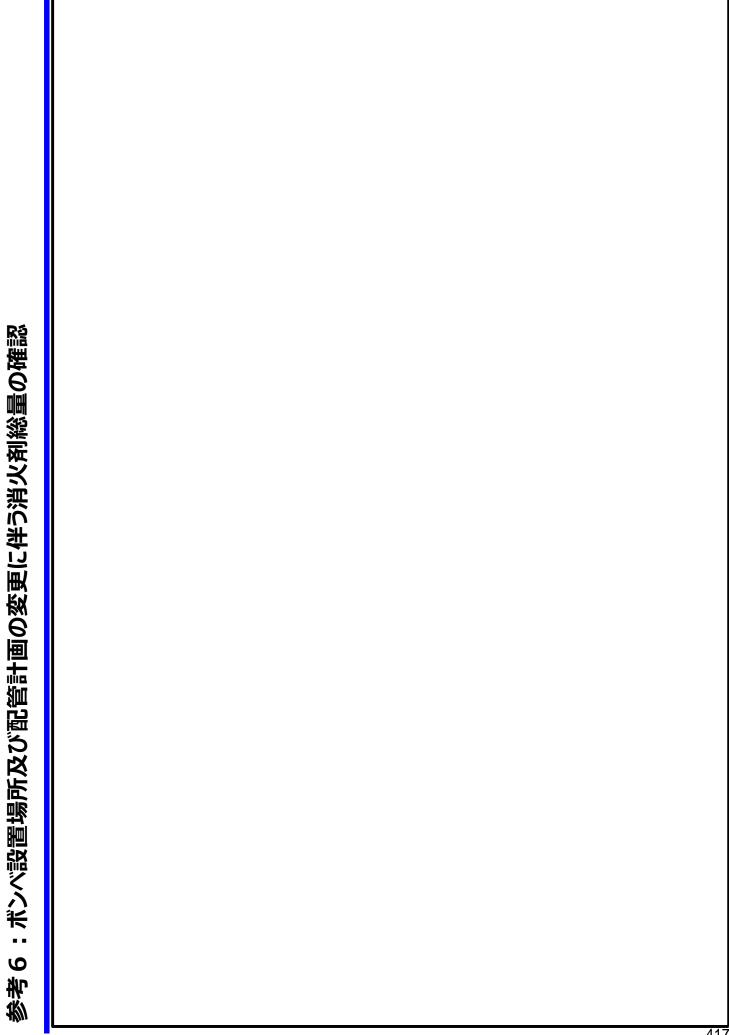


(3	
(2	3





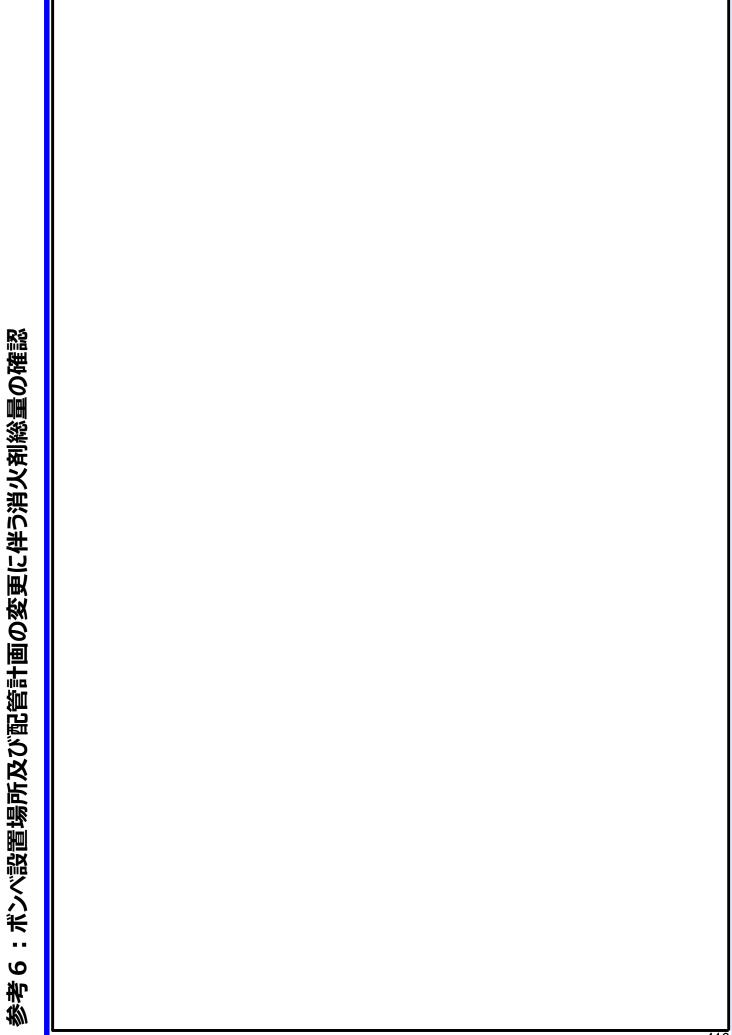
•	_
•	_
_	$\overline{}$
Г	•







4	•	
٦		•
		_ `
	7	







補足-5【原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系 非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更】 (改4) 補足 - 2

原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器

の要目表における伝熱面積の変更

§子炉冷却材浄化系(以	たものを 本設計及び工事計
lという。) 熱交換器及び原子	アンアンナキ
系(以下「RCW_	信の
おいて, 原子炉補機冷却	非再牛勢交換器の伝勢面積の
2018年SA本体工認において,	世 上 CUMINCIO。) 非 国
\triangle	

画変更認可申請(以下「今回工認」という。)において以下のように変更する。

- 保守的に算出していた公称値の伝熱面積について, 他プラント及び2018年SA本体工認時の残留熱除去系熱交換器の 算出方法に合わせて, 伝熱管接液部の全表面積に変更する。(図1,図2)
- 設計確認値の伝熱面積について,公称値の伝熱面積に対し許容施栓率を考慮した値に変更する。(表2)
- 表1にRCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更前後を示す。

RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更前後 表 1

(1722) 」(乙変更する。 Jとしている。 更 前*4 変 更 後 所編機冷却系 数交換器 変更なし の.86 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 6	CUW非再生熱交換器	伝熱面積 [CUW非再生熱交換器 要目表	変 東 前*4 変 更 後	名 称 非再生熱交換器	類 - 横置二胴U字管式	量 (設 計 熱 交 換 量) MW/個 [最高使用圧力 MPa 9.79 変更なし	最 高 使 用 温 度 ℃ 302	最 商 使 用 圧 力 MPa 0.86	最高使用温度。 188	熱 面 積 m²/個 (139*1/1 胴×2 胴) (144*1, *3/1 胴×2 胴)	*1:公称值を示す。	*2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「🌉」と記載。記載内容は,設計	図書による。	*3:記載の適正化を行う。既工事計画書には「139」と記載。記載内容は,設計	図書による。	*4:記載の適正化を行う。平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて	認可された既工事計画書の変更前の記載。
		* *		級		種	58.00.00	ر.	側) I	御		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					とにて	
1722 1725 1727] [[変更]。				<u> </u>						_ ×		記載内容		記載内容		発第 1810181	
	交換器		器 要目表	更 前*	原子炉補機冷却系	熱交換器	横置直管式	(14.9*1)	0.00	0.86	99	(1580*1)				既工事計画書には「1580」と記載		10月18日付け原規規	汀の記載。
- 	RCW熱	を	W熱交換		*		+	MW/個	WFa	MPa	ပ္စ	m ² /個							認可された既工事計画書の変更前の記載。
		I.T.	RC				1	数 -	H H	H	頭		示す。	正化を行う。	8	正化を行う。	%	正化を行う。	た既工事計
1		 記載は,			名		‡ 1	益 世				٠,	::公称值を		図書によ		図書によ		認可され
T		禁面積 換面積						45										*	



表2に伝熱面積の公称値と設計確認値の関係について,図1及び図2に2018年SA本体工認及び今回工認における公 称値の設定方法を示す。

伝熱面積(公称値)

伝熱面積(設計確認値)

≥ 必要最小伝熱面積

表2 伝熱面積の公称値と設計確認値の関係

RCW熱交換器	伝熱面積	伝熱面積	必要最小伝熱面積
	(公称値)	(設計確認値)	(参考値)
2018年SA本体工認	1580m²/個 *1	m2/個 *1*2	1272m²/個
	保守的な伝熱管長さより算出	として設定	設計熱交換量14.9MW/個より算出
今回工談	1722m²/個 *1 伝熱管外径,総本数, 長さより算出	m ² /個 ^{* 1} 伝熱面積(公称値)から,伝熱 管総本数の *3を差引いて算出	1272m²/個 設計熱交換量14.9MW/個より算出

CUW非再生熱交換器	伝熱面積 (公称値)	伝熱面積 (設計確認値)	必要最小伝熱面積 (参考値)
2018年SA本体工認	139m²/1胴×2胴 *1 保守的な伝熱管長さより算出	* 1 * 2	99m²/1胴×2胴 設計熱交換量8.84MW/個より算出
今回工認	144m²/1胴×2胴 *1 伝熱管外径,総本数, 長さより算出	* 1	99m²/1胴×2胴 設計熱交換量8.84MW/個より算出

*1:要目表記載値

建設時工認では記載がなかったため,2018年SA本体工認時には 7 *

*3:許容施栓率(メーカ推奨値)であり,他プラントの値を参考に設定

*4:許容施栓率(メーカ推奨値)であり,RCW熱交換器に合わせた値



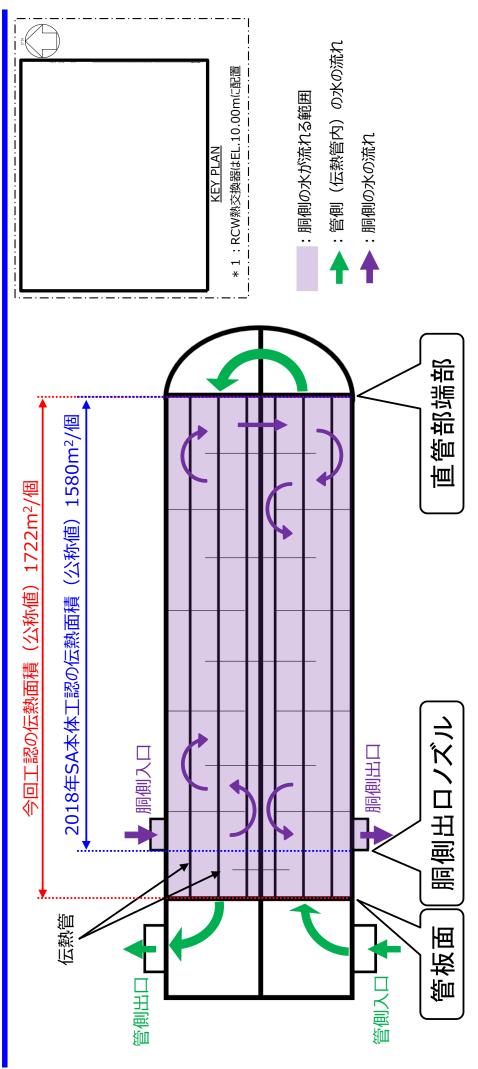


図1 RCW熱交換器の伝熱面積(公称値)の設定方法

- 2018年SA本体工認では,建設時工認を踏襲して,保守的に胴側出口ノズルの位置から直管部端部までの伝熱管表 面積を伝熱面積(公称値)としていた。
- 今回工認では,他プラント及び2018年SA本体工認時の残留熱除去系熱交換器の伝熱面積(公称値)の算出方法 に合わせて,伝熱管接液部の全表面積を伝熱面積(公称値)とする。熱交換器の胴側管板面と出口ノズル間において も流れが生じており伝熱性能は同等であることから,伝熱面積として期待できる。



425

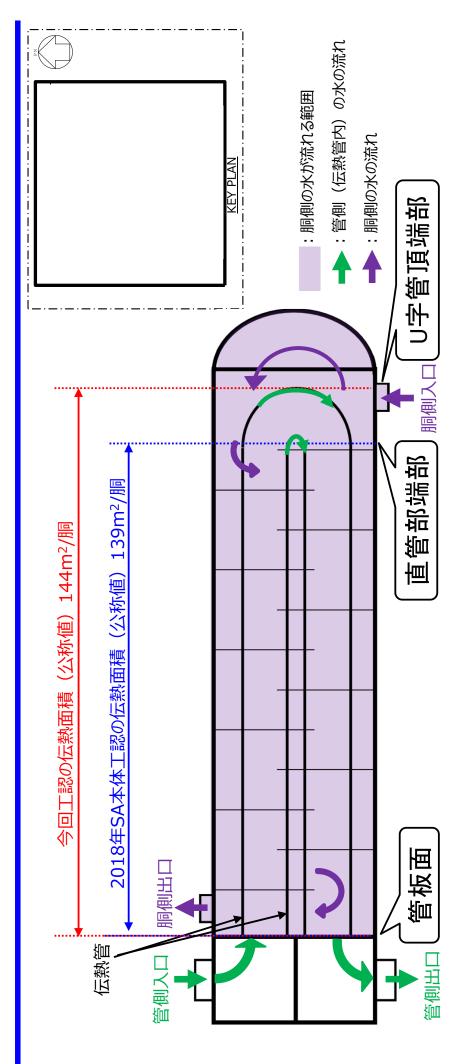


図2 CUW非再生熱交換器の伝熱面積(公称値)の設定方法

- 2018年SA本体工認では,建設時工認を踏襲して,保守的に管板面の位置から直管部端部(U字管除く。)までの伝 熱管表面積を伝熱面積(公称値)としていた。
- 今回工認では,他プラント及び2018年SA本体工認時の残留熱除去系熱交換器の伝熱面積(公称値)の算出方法 に合わせて, 伝熱管接液部の全表面積を伝熱面積 (公称値) とする。U字管部においても流れが生じており直管部とU 字管部の伝熱性能は同等であることから,伝熱面積として期待できる。



表2に記載のRCW熱交換器1個当たりの伝熱面積(公称値)は,下式より算出した。

伝熱面積(公称値) $A_1=\pi imes d_0 imes N imes L$

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」 (1986年 日本機械学会))

> 表2に記載のCUW非再生熱交換器1胴当たりの伝熱面積(公称値)は,下式より算出した。

伝熱面積(公称値) $A_1 = \pi \times d_0 \times (N \times L + L_U)$

 $=\pi \times \boxed{ } \times \boxed{ } \times \boxed{ } \times \boxed{ } = 144m^2/\mathbb{H}$

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」 (1986年 日本機械学会))

d₀ : 伝熱管外径 (m)

N : 伝熱管総本数 (本)

7 :伝熱管直管部長さ (m)

L,, : 伝熱管U字部長さの総合計 (m)



椬	
伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積から,)プラス公差を老庫1,左伝埶面積を引いて質出1,左。
	自办》
(設計確認値)は	が 必
8の伝熱面積	乐 執管外
CW熱交換器の	の木数にしいて
▽表2に記載 <u>のR</u>	数管総木数

(伝熱面積(設計確認値)は保守的に設定するため,メーカ製作時の公差を考慮し算出した。)

伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積 $A=\pi imes(d_0-\Delta d_2) imes(N imes L)$

$$= \frac{1}{2\pi} \times \frac{1}{2\pi$$

(設計確認値) $A' = A - \pi \times (d_0 + \Delta d_1) \times (M \longrightarrow L)$ 伝熱面積

$$-\pi \times \left(\begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \\ \\ \end{array} \right)$$

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」(1986年 日本機械学会))

Ш

表2に記載のCUW<u>非再</u>生熱交換器の伝熱面積(設計確認値)は,伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積 |の本数について, 伝熱管外径のプラス公差を考慮した伝熱面積を引いて算出した。 **(伝熱面積(設計確認値)は保守的に設定するため,メーカ製作時の公差を考慮し算出した。)** から,伝熱管総本数 A

伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積 $A=\pi imes(d_0-\Delta d_2) imes(N imes L+L_U)$

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」(1986年 日本機械学会))

:伝熱管外径プラス公差(
$${
m m}$$
) I_{U} :伝熱管 ${
m U}$ 字部長さの総合計(${
m m}$)

:伝熱管直管部長さ (m)

 Δd_1

:伝熱管最大長さ (m)

 L_{MAX}



表2に記載のRCW熱交換器の必要最小伝熱面積は,設計熱交換量,伝熱管熱通過率及び高温側と低温側の温度 差平均値である対数平均温度差を用いて下式より算出した。

必要最小伝熱面積
$$=rac{Q}{K_o imes \Delta T}$$

$$=\frac{14.9\times10^6}{\text{1}}=1272m^2/\text{I}$$

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」 (1986年 日本機械学会))

伝熱管熱通過率及び高温側と低温側 ▽ 表 2 に記載のCUW非再生熱交換器の必要最小伝熱面積は,設計熱交換量, の温度差平均値である対数平均温度差を用いて下式より算出した。

必要最小伝熱面積 =
$$\frac{Q}{K_o \times \Delta T}/2$$
 8.84 × 10⁶ = 99 $m^2/$ liiiii

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」 (1986年 日本機械学会))

(b) :設計熱交換量 (M)

 K_o :伝熱管熱通過率($W/(m^2 \cdot K)$)

∆T :対数平均温度差 (K)

 ∞



別紙1:RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器伝熱管の施栓状況(1/2)

▽ RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器伝熱管の施栓状況を別紙表 1 に示す。

別紙表 1 RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器伝熱管の施栓状況

数 施栓本数	26本		13本
施栓可能本数			•
必要伝熱管本数*2			
伝熱管本数*1			
	A号機	四回機	ロン(液
対象熱交換器		品野学様が	一位を大き大きないして

:表2に記載の今回工認時の伝熱面積(公称値)で対応する本数

*

- 2:表2に記載の今回工認時の伝熱面積(設計確認値)で対応する本数
- ・3:2018年SA本体工認認可後である2021年度に1本施栓を実施

> 2018年SA本体工認認可前の手続きについて以下に示す。

- ◆「電気事業法施行規則」の届出手続きの範囲は,別表第2下欄にて定められていた。
- 2 修理であって、次に掲げるもの
- (2) 熱交換器(蒸気発生器及び非常用のものに限る。)...(中略)...の性能又は強度に影響を及ぼすもの
- ◆RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器は"非常用のもの"に該当しないため,施栓により工事計画記載値が変更 になる場合でも,工事計画に係る手続きは不要であった。

> 2018年SA本体工認認可後の手続きについて以下に示す。

- ▶「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の届出手続きの範囲は,別表第1下欄にて定められている。
- 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理(蒸気タービンに係るものの修理を除く。)であって、次に掲げるもの
- (中略) 原子炉補機冷却設備(非常用のものに限る。) 又は原子炉冷却材浄化設備に係るものの性能又は強 度に影響を及ぼすもの
- , "非常用のもの"に該当しないため, 施栓に より工事計画記載値が変更になる場合でも,工事計画に係る手続きは不要であった。 ▶RCW熱交換器は 2021年度に伝熱管 1 本に対して施栓を行っているが,

ത



別紙1:RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器伝熱管の施栓状況(2/2)

▶ 今回申請の経緯を以下に示す。

- ◆2018年SA本体工認時の伝熱面積について
- 新規制基準対応である「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」において,伝熱面積の記載は設計 確認値と公称値を併記することとなった。
- 工事計画認可申請書における本文及び添付書類の作成要領について)」にて記載している作成要領に基づき, SA設備ではないRCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器については, 新規制基準の認可対象設備でなかっ たものの,前述のガイドに従った記載に変更する必要があったことから,「工事計画に係る補足説明資料 補足-1

▶今回申請の伝熱面積について

RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器の伝熱面積の公称値は保守的に算出したものであるものの,

状況になる。このため, 後予定している定期事業者検査を考慮すると,要目表の記載の変更(適正化)が必要と判断した。

- 及び2018年SA本体工認時の残留熱除去系熱交換器の実績並びに許容施栓率に係るメーカ推奨値等を勘案 要目表の変更(適正化)に当たっては,新たに公称値及び設計確認値を設定する必要があるため,他プラント し設定した。
- なお, 2018年SA本体工認に記載しているその他の熱交換器については, 施栓の実績はなく, 今後の施栓計画 がないことから,今回工認同様の要目表の記載の変更の予定はない。(別紙表2参照)

別紙表 2 2018年SA本体工認に記載している熱交換器の施栓状況及び今後の施栓計画

固体廃棄物処理 系タンクベント 冷却器		無* 4
固体廃棄物処理 系蒸気加熱器	無	無* 4
再生廃液処理系 廃液濃縮器 加熱器		無* 4
気体廃棄物 処理系排ガス 前置除温器		無* 4
気体廃棄物処理 系排ガス復水器	無	無* 4
原子炉冷却材 浄化系非再生 熱交換器	有	有
原子炉冷却材 净化系再生 熱交換器		無* 4
原子炉補機 冷却系熱交換器 *1	有	有
残留熱除去系 熱交換器 *1, *3	無	—*3 有
代替燃料プール 冷却系熱交換器	* 3	к *
	施栓状況	今後の 施栓計画

^{* 1:}冷却水として海水を使用している熱交換器

431

^{* 4:} 熱交換器ごとの点検計画に基づき減肉検査を実施し,減肉傾向発見時に伝熱管取替を計画



^{* 2:2018}年SA本体工認にて施栓を考慮した設計確認値に変更済

^{*3:}プレート式熱交換器(伝熱管を有さない構造)

別紙2:残留熱除去系熱交換器の伝熱面積の算出方法(1/1)

別紙表3に残留熱除去系熱交換器伝熱面積の公称値と設計確認値の関係を示す。

別紙表3 残留熱除去系熱交換器伝熱面積の公称値と設計確認値の関係

必要最小伝熱面積(参考値)	
(鄭四雄)。(一)(一)(一)(一)()()()()()()()()()()()()()	m²/個 *1, *2
伝熱面積(公称値)	m ² /個*1
残留熱除去系熱交換器	2018年SA本体工認

- * 3を差引いて算出 : 伝熱面積(公称値)から, 伝熱管総本数の
- 許容施栓率は,安全機能の重要度及び伝熱管総本数を考慮し設定
- ▶ 残留熱除去系熱交換器の伝熱面積の算出方法を以下に示す。

伝熱面積(公称値)
$$A_1=\pi \times d_0 \times (N \times L + L_U)$$
$$=\pi \times \boxed{ } \times (\boxed{ } \times (\boxed{ } \times (\boxed{ }) = \boxed{ } \boxed{ } m^2/ \boxed{ }$$

伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積
$$A=\pi imes(d_0-\Delta d_2) imes(N imes L+L_U)$$

🌣管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積
$$A=\pi imes(d_0-\Delta d_2) imes(N imes L+L_U)$$
 $=\pi imes(lacksquare lacksquare la$

伝熱面積

必要最小伝熱面積 =
$$\frac{Q}{K \times \Delta T}$$
 = $\frac{53.0 \times 10^6}{200 \times 10^6}$ = $\frac{10^6}{100}$

- :伝熱管直管部長さ (m)
- :伝熱管U字部長さの総合計 (m)

:伝熱質総本数(本)

- :伝熱管総本数の に相当する本数(本)
- : 伝熱管外径 (m)
- :伝熱管外径マイナス公差 (m) :伝熱管外径プラス公差 (m) Δd_1 Δd_2
 - :伝熱管最大長さ (m) L_{MAX}
- :設計熱交換量 (W)
- :伝熱管熱通過率 (W/(m²·K)) \varkappa
- :対数平均温度差 ΔT